

11月28日（木）

令和元年11月28日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諸の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉日限俊郎
教育長	阿部文彦
警察本部長	阿緒方文彦
代表監査委員	阿緒吉村久人
人事委員会事務局長	

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和田括伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自民党の坂口でございます。今から一般質問を行います。

一昨日、つまり、この26日、この日は本県が輩出した偉人、小村寿太郎の命日でありました。

小村寿太郎につきましては、本議会でも県民連合宮崎の高橋透議員が何度か取り上げてもいる郷土の偉人であり、平成17年には県総合文化公園に、県により銅像も建立されました。

実は、私はその除幕式に出席し、小村幸子様ほか小村寿太郎の親族に当たられる方々と一緒に、小村の偉業をたたえ、綱を引き、そして銅像の幕を開きました。

小村侯は外交官のかがみと称されるべく、まさに我が国が誇る歴代最もすぐれた外務大臣であると思っている私には、まことにありがたい機会でありました。

小村寿太郎は、1905年(明治38年)、本来なら元老である伊藤博文が担うべきであった、日露戦争の和睦交渉である講和条約締結の全権となりました。

ところで、この日露戦争では、東郷平八郎率いる日本海軍が、世界に冠たるロシアのバル

チック艦隊を撃破したことから、日本国内は、この戦は勝利に終わるとの雰囲気にも包まれましたが、実際は、もはや我が国には、戦争を続けるだけの余力はなかったと言われております。

このとき、戦費は既に当時の国家予算の6倍を超す17億円にも上っておりました。国は、これを国民への増税と借金とで賄っており、それ以上の軍事費の負担増は極めて厳しい状況に陥っていたというのが実情だったようであります。

しかしながら、そのような中にあるにもかかわらず、当時の大手新聞社等のマスコミが、「ロシアからの賠償金50億円を獲得」とか、「遼東半島の権利と旅順・ハルピン間の鉄道権利の譲渡、樺太全土の譲渡」などと、交渉結果の朗報なるを期さすような予測記事を相次ぎ報じたため、国民の期待はいよいよ高まり、さらに加えて、一部政治家の中には、「イルクーツク地方以東のロシア帝国の領土が我が国に割譲される」とまで言い放ち、国民を扇動する者までいたようであります。

その一方で、交渉自体は、戦争に負けるなどとは毛頭思ってもいない大国ロシアが相手であっただけに、日本国民の期待とは大きくかけ離れた極めて厳しいものとなり、決裂の危機を何度も迎えながらも、ポーツマス条約、いわゆる講和条約の調印に何とかこぎつけ、交渉は大成功を見ました。

しかし、賠償金を得られなかったこと等に対し、国民の不満が募り、追い打ちをかけるようにマスコミ各社も、「講和会議は主客転倒」「桂太郎内閣に国民や軍隊は売られた」「小村許しがたし」などと酷評したため、国内は戦勝気分から一転して不穏な空気に包まれ、日比谷焼き討ち事件にまで至ったのであります。

そんな空気の中、疲労こんぱい帰国してきた小村を新橋駅で迎えた首相の桂太郎と海軍大臣の山本権兵衛は、もし暴動により爆弾などを投げられたら小村とともに死ぬとの覚悟を固め、小村の両脇を挟んで歩いたと言われております。

このような厳しい試練を乗り越え、1908年(明治41年)には、2度目の外務大臣に就任し、今度は、日本国の平和維持と経済発展に向け、幕末に諸外国と結んだ不平等条約の改正に乗り出します。

そして小村は、関税自主権の回復と治外法権の撤廃を求めて、米・英・独・仏との条約改正に臨み、ここでも見事な外交手腕を見せ、役目をしっかりと果たします。

このような苦勞の中、当時の日本の最大外交課題と言われたこれらの難題を解決できたことで、1911年(明治44年)、日本は事実上初めての独立国家として世界に認知されるようになったのであります。

しかしながら、このとき小村自身は、持病を抱えながらこの交渉を重ねていたため、これらの条約改正を終えた後に外務大臣を辞し、その数月後には他界するのであります。享年56歳でありました。

今、本県に、小村みみたいな地元出身のリーダーがあるなら、恐らくは、国を相手に身命を賭しての折衝を図り、本県の積年の課題の少なくとも何がしかは既に片づき、本県の発展にもさらなるものがあつたのではないかと思わなくもないのであります。

ところで知事は、今議会に、宮崎カーフェリーへの貸付金40億円の議案を上げられました。

これについては、新船建造に向け、宮崎カー

フェリー株式会社から、県と宮崎市へ総額50億円の貸し付け要請があつての県の対応だと承知をしております。

しかしながら、これに答えるとして上程された議案の概要では、県と宮崎市との貸付額が、それぞれ40億円と5億円の合計45億円とされており、なぜそうなつたのか全く腑に落ちないところであります。

今回、知事は議会の意思に応え、直接、宮崎市長との折衝に当たられたと信じますが、その確認とあわせ、折衝の経緯や考え方につきお伺いし、以下は自席からの質問といたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

新船建造に係る支援要請の際、宮崎カーフェリーからは、資金計画として180億円が必要であり、このうち、金融機関からの借入れが120億円、自己資金と国庫補助金を合わせて10億円の見込みであるため、50億円の資金不足が見込まれるとの説明でありました。

この資金計画は、確実に新船建造を進めるため、高度化資金借入れで積算された投資額171.5億円に織り込まれていない、着工後の追加工事等による資金需要に対応できるよう、資金を調達するためのものであります。

この要請に対し、県としては、180億円の資金計画全体を取りまとめるため、金融機関との調整も踏まえ、主要金融機関2行と同程度の規模となる40億円を貸し付けることとし、その上で、会社から要請のあつた残り10億円について宮崎市長と二度にわたって、私自身が直接、協議をしたところであります。

宮崎市としては、今後の財政需要や中期財政計画との整合の面から、全額を貸し付けること

は難しいとのことであり、貸付額は5億円、残り5億円につきましては、市が責任を持って、主要金融機関と調整し、融資枠を確保することになりました。

その一方で、会社の自己資金の積み増しがあったことから、最終的には、金融機関の融資枠を123.5億円に拡大することで、180億円の資金が調達できることとなったものであります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 今の答弁には、幾つか再度尋ねたいことがあるんですけども、これは後に回しまして、その前に、地方財政等について伺ってまいります。

8月30日に総務省は、令和2年度当初予算概算要求の提出に伴って、「令和2年度の地方財政の課題」という資料を公表しております。

その中には、「令和2年度地方財政収支の仮試算」も示されておりまして、歳入で見ますと、地方交付税については、出口ベースで16兆8,207億円、6,398億円増となっており、地方税等を含めると、交付団体ベースでは一般財源で1兆円の増額を見込んでおります。

そこで、これを本県に置き直しますと、仮に人口比の1%といたしましても、100億円となります。この半分が県への交付分とすれば、50億円もの一般財源の増となりますが、知事はこれをどう推計されたのか、令和2年度の本県予算確保の見通しについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありました、8月に総務省が公表しました「令和2年度地方財政収支の仮試算」における一般財源総額は、地方消費税引き上げ等による地方税の増加と、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえた地方交付税総額の確保によりまして、議員御指摘のとおり、交付団体ベースで対前年度比1

兆円、1.7%の増となっております。

これを踏まえ、本県の令和2年度の一般財源につきまして、平成30年度の地方財政計画額に対する本県の決算額の割合をもとに試算いたしますと、58億円程度の増加となります。

しかしながら、総務省の仮試算は、概算要求に伴う地方全体の見込みでありまして、今後の税制改正、また地方財政対策の動き等を十分見きわめていく必要があると考えております。

○坂口博美議員 そしてまた一方、この仮試算の歳出側でありますけれども、全体では2兆円の増額、2.2%の伸びを確保するとの推計になっております。したがって、本県においても、2.2%以上の伸びを反映した予算を編成してもよいんじゃないか、すべきじゃないかと考えます。

自民党県連、そして県議会自民党としても、来年度予算の編成に際して積極型の予算を要望したばかりでありまして、それを受け取ってくださった知事も、この資料の公表元であります総務省の御出身であればなおさらのこと、至極当然だとして検討いただけるものと大きく期待をしております。

今回の、いわゆる骨太の方針を踏まえての、総務省における交付税要求の考え方は、本県の長期に及ぶ財政改革への取り組みなどにより大きくおこなっている社会資本整備や医療・福祉、そして、この後に質問します2巡目国民スポーツ大会に向けての対策などに、責任を持って対応ができる好機の到来だと言えようかと思えます。

今まさに知事の姿勢が問われるところであると思えます。令和2年度本県歳出予算についてのお考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 令和2年度当初予算の

編成に当たりましては、本県が抱えるさまざまな課題の解決や重点施策に積極的に取り組むために、予算要求限度額につきましては、今回初めてマイナスシーリングを全て廃止しますとともに、高速道路整備や国土強靱化対策を加速化させるために、その財源を十分に確保することとしております。

また、国の概算要求におきまして、本県の歳入の3割以上を占める地方交付税の増額も要求されておりますので、今後の地財折衝や国の予算編成状況を留意の上、歳入の見込みをしっかりと立てた上で、議員から御指摘のありました防災・減災、国土強靱化対策、地域医療や福祉の充実、そして国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会などに、計画的にかつ責任を持って積極的に対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 マイナスシーリングを外されたというのは、ちょっと期待できるのかなと思いますけど、やっぱり査定が控えておりますので、ここのところのさじかげんが一つあるのかなと思います。

では次に、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に関して、その財源問題について伺ってまいります。

今後、いよいよ、その開催に向け施設整備費用など大きな歳出が間断なく続くこととなります。

そこで、これら経費について数点尋ねたいと思います。

まず初めに、陸上競技場、体育館、プール、この3施設については、どの程度の予算を見込んでおられるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 主要3施設の整備に係る費用につきましては、それぞれの基

本計画におきまして、他県の例を参考に試算を行いました建設費の概算では、陸上競技場は約200億円、体育館は約85億円、また、プールにつきましては、全て屋内の場合で約98億円を見込んでおります。

そのほかに、測量や地質などの各種調査、基本設計や実施設計に係る費用として約25億円、また、競技用の備品購入費用として約15億円を見込んでおきまして、総額といたしましては、約423億円を見込んでいます。

○坂口博美議員 かなり腹筋をぎゅっと絞めて聞かんと、えっと思えるような数字が出てきたんですけれども。では、今のこの3施設以外で必要となる施設としてはどういうものがあるのか。そしてまた、その費用についてはどうなっているのかを伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会の競技施設につきましては、基本的に既存の施設を活用することとなりますが、県有施設につきましては、県総合運動公園庭球場のコート面ですとか、自転車競技場の路面の改修等が必要でありまして、他県の同規模類似施設等を参考に、約15億円を見込んでいます。

また、市町村施設につきましては、先催県の例によりますと、大会運営上支障がある場合などの施設改修等について、県が一定の支援を行っているところでありまして、先催県の実績等をもとに、約20億円を見込んでおります。県有主要3施設以外の競技会場の整備につきましては、最大で約35億円を見込んでいます。

○坂口博美議員 それから、知事は過ぐる議会で、この大会で天皇杯の獲得を目指すということをも明言されました。それには、当然そこに届

くための競技力の向上というのが欠かせないわけでありませう。

しかしながら、今年度の茨城大会での第41位という結果を見ますと、今後の競技力の向上のための経費については、相当な覚悟が要すると思っておりますが、どのように見込んでおられるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、国民体育大会における本県の天皇杯順位につきましては、近年40位前後で推移しておりますが、7年後の国民スポーツ大会で天皇杯を獲得するためには、相当な覚悟と熱意をもって取り組む必要があると考えております。

天皇杯獲得に向けましては、社会人有望選手の確保、そして少年・女性選手の育成とともに、十分な練習施設等がない競技の環境整備など課題も山積しております。

これらの課題解決に集中的に取り組む、全ての競技の底上げを図る必要があり、また未来のスポーツ振興につながる財産づくりのためにも重要でありますことから、今後の競技力向上に必要な経費につきましては、最大で約110億円と、相当額の経費が必要であると考えております。

○坂口博美議員 結構かかるものだなという感じなんですけど、そのほかにもまだ、この国民スポーツ大会の大会運営に要する経費などがあるわけですが、その内訳と見込みはどうなっているのか。

また、施設整備や大会運営、競技力向上などを合わせた経費はどのくらいになるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会の大会運営につきましては、総合開会式・閉会式や競技全体の運営、選手・役員等の宿泊・輸送な

どの費用が必要になると考えております。

この他、先催県の例によりますと、会場地となる市町村が負担する競技会の運営に要する経費につきまして、県が一定の支援を行っているところでありまして、これらを合わせた大会運営に必要な費用の総額といたしましては、最大で約90億円を見込んでおります。

以上申し上げました、国民スポーツ大会に関する施設整備や大会運営、競技力向上などに要する経費を合計いたしますと、最大で約658億円を見込んでおります。

○坂口博美議員 今お答えいただいた内容を踏まえまして、今後の財政見通しと財政運営について伺いたいと思います。

本県の今の財政状況と照らし合わせますときに、施設の整備費については、その大方を県債に頼るしかないと思われそうですが、総額でどの程度になると見込んでおられるのか、また、そのことにより、後年度の公債費負担についてはどうなっていくのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 先ほど総合政策部長から答弁がありましたとおり、施設整備に係る費用の合計を約458億円とした場合、このうち75%に当たる約344億円を県債の発行により、残り25%を一般財源で負担することとなります。

また、現時点での施設スケジュールに沿って、約344億円の県債を仮に金利1%で発行し、20年間で償還する場合、平成30年度決算額で約820億円の公債費が、最大で年間24億円程度増加するものと試算されます。

○坂口博美議員 ちょっと昔の4%、5%の金利時代だったら、これはちょっとできなかったかもわからんですね。

そしてまた、起債の対象にできない競技力向上のための経費でありますとか大会開催の費用など、いわゆるソフト事業経費なんですけれども、これはやっぱり起債が組めないわけですけど、どう確保されようとしているのか、これについては知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 競技力向上や大会開催経費などのいわゆるソフト事業に係る費用を約230億円とした場合、これらの費用には、議員御指摘のとおり、県債を財源とすることができないため、基本的には一般財源で対応していく必要があります。

ただし、この230億円もの一般財源を単年度で措置することは困難でありますので、各年度発生する剰余金等をもとに基金を設置するなど、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る財源を確保していく必要があると考えております。

○坂口博美議員 今言われました障害者スポーツ大会なんですけれども、今、国民スポーツ大会と一緒にこのスポーツ大会、国民スポーツ大会を例示しながら伺ってきたんですけど、この障害者スポーツ大会についてはどう考えておられるのか。目指そうとされている本県ならではの大会の姿、これは順位を争うということが主目的じゃないですから、宮崎ならではの、「ああ、なるほど宮崎だ」というような大会、その姿というのをまず目指すべきだと思いますが、予定されている費用とかその内訳などについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この全国障害者スポーツ大会は、国内最大の障がい者のスポーツ大会として、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが社会の一員としてともに暮らせる宮崎県づくりにつながる貴重な機会だと考えております。

私としましては、選手が全力で競技に打ち込み、大会にかかわる方々がいきいきとサポート・参画することで、夢や感動、達成感などを共有できる、そういう大会にしたいと考えております。その姿が、「日本のひなた宮崎県」の魅力とあわせて、全国に発信される機会にもなるかと考えるところであります。

大会経費につきましては、この大会は、基本的に国民スポーツ大会の会場を使用することになるわけですが、先催県の例により、開会式や競技大会などの大会運営に係る経費として、最大約30億円を見込んでおります。

加えて、競技力の向上に要する経費も必要となりますが、この点につきましては、今後、県準備委員会の専門委員会や関係団体等の御意見を伺いながら、選手の育成やチームづくりなど、本県に即した取り組みをしっかりと検討してまいります。

○坂口博美議員 やっぱりかかるものだな、今後の財政需要、相当なものだなという印象ですけれども。

それで今度は、これからの財政の見通しについて尋ねたいと思いますが、あえて言うなら、財政改革という名の大義のもとで、県民の皆さんの我慢を伴いながら保ってこられた本県の健全な財政状況と言えます。

今、一連の答弁のように、今後、相当規模の財政負担が続いていくことになるわけです。しかしながら、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の成功というのは、全国との約束事であり、また同時に、県財政の健全性の維持というのは、県民に対しての義務であります。責任であります。

そして、当然ながら私たち議会は、その両立をしっかりと県の行政に担保させる責任という

のを負っております。

あえてそういったことを申し上げて、今後の財政見直しについて、知事に説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君） こうした国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に伴う新たな施設整備等によりまして、県債発行額と公債費の大幅な増額が見込まれますとともに、競技力向上や大会開催のために、多額の一般財源を今後確保する必要があります。

こうした投資というものは、スポーツランドみやざきを掲げる本県にとりまして、将来につながる大変重要な投資であろうと考えております。このため、大会開催に係る県の負担額全体がある程度積算できた段階で、できるだけ早く財政見直しを策定し、県政の諸課題にも的確に対応しつつ、将来にわたり財政の健全性が維持できることを、財政関係2基金の残高や健全化判断比率の推移等によりお示ししたいと考えております。

○坂口博美議員 そういう状況の中ということですが、先ほど言いましたように、長年にわたって県民に強いてきた辛抱我慢というものがありません。今こそ積極財政に方向転換すべきだと思います。先ほどの令和2年の財政見直し等も含めまして。

例えば、そういった中であらゆる財源を確保しなきゃいけないんですけども、住宅供給公社の解散の議案も上がってきておりますが、そうなりますと、決算書などを見ますと、最終的には、詰めていっても60億くらいの財源というのは、結果的に一般会計へと歳入されることになるのかなと思っております。

それからまた、少々言いつらいんですけども、企業局も毎年度順調な決算を続けております。

ひょっとすれば、ここには二匹目のドジョウがいるかもしれないなと思っています。塩漬けの金などについても再度見直して、有効に活用されるような心構えで、積極的な予算というものをお考えいただくようお願い申し上げまして、これからは、フェリー問題について伺ってまいります。

資金ショートの可能性、先ほどの壇上の知事の答弁で、50億円不足しているということでありました。そして、それを会社がどうしても必要だとしている180億円という金額であります。事業費用として中小機構に提出した171億5,000万のほかにも、さらに8億5,000万が必要だということを意味しているのかと思いません。

この8億5,000万の追加支援というものが無いと、資金ショートの可能性があると何を意味しているのか、確認のために知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 投資額として積算をされました171.5億円につきましては、造船会社からの見積もり額や同業他社からの聞き取りなどをもとに積み上げられたものであります。新船着工後に排ガス規制の見直しがあつて、処理装置の変更やこれに伴う設計変更などがあつた場合には、当初の投資予定額に織り込まれていない数億円規模の追加費用が生じる可能性があります。この場合、171.5億円では足りず、資金ショートする可能性があると考えております。

○坂口博美議員 県は、この180億の調達目標の中で、既に金融機関との調整を行ったということと、それから40億円、これは主要銀行と同程度ということでありました。これを貸すことになっているという答弁でありましたが、まず、この調整というのは何をされたのかというこ

と、何だったのかということ。それから、この40億円決定の合理的な理由というのはどこにあるのかということ、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県経済は、農産品や製造品を大消費地に輸送することで外貨を獲得しております。

また、トラック運転手の労働時間規制の強化により、陸送からフェリーへのモーダルシフトが求められておまして、フェリー航路の維持は本県経済の生命線であります。

このようなことから、県としましては、当該航路の維持に大きな役割を果たしていく必要があると考えておまして、今回、会社から求められた50億円の公的資金を検討するに当たりましては、県としてできる限りの対応が必要であると判断したところであります。

また、具体的な貸付額につきまして、金融団の宮崎銀行及び日本政策投資銀行と調整する中で、新会社は運航実績も短く、自己資金も少ないことから、その信用を補完するために、最大限の後押しとして、県に、これら2行と同程度の40億円の貸し付けとしてもらいたいとの声もあったところであります。

このようなことから、県といたしましては、資金計画全体を取りまとめていくという考えから、40億円の貸付額としたところであります。

○坂口博美議員 それは事業者側、行政側からの合理性・合理的な理由になるのかな。

まず、宮崎の生命線というぐらいの大事な位置づけだったら、通常だと、それは経済が必要とするから、ひとり歩きができるはずですね、通常だと。まあ、いろんな事情があるんでしょう。

ただ、県民サイドからの40億というものは、

果たしてメインバンクと同じだけのものを県が貸す必要があるのかというのは、合理的な理由というのは県民はなかなか見つけづらいんじゃないかなということをおし上げておきます。

それからまた答弁で、宮崎市は、知事の申し入れ拒否の理由として、今後の財政上の問題を挙げたという説明でもありました。では、宮崎市と本県との、例えば財政の硬直度でありますとか弾力性を比較するとどうなっておりますか。これも知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 直近の公表されている数値であります、平成29年度決算に基づく2つの財政指標を比較いたしますと、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は、宮崎市が89.9%、県が92.7%、また、財政規模に対する公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、宮崎市が7.9%、県が12.9%となっております、市も県も財政の健全化は保たれていると考えておりますが、財政の硬直度という視点からは、県のほうが高い状況にあります。

○坂口博美議員 そんな中で40対5ですか、8倍ですよ。

宮崎市長は、知事からの直接貸してくれという依頼を断るかわりに、「市の責任で金融機関から5億円を融資させる」と約束したということでもありました。

どの金融機関にどのような条件で市長が話をつけたのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎市におかれましては、この事業について金融機関を取りまとめます宮崎銀行及び日本政策投資銀行に対し、5億円の融資枠の確保を依頼したとお聞きしております。

これにより180億円の資金が調達できる見込みとなったわけではありますが、一方、会社におい

では、自己資金を1.5億円積み増すこととなりましたことから、結果として、金融機関の融資枠が120億円から123.5億円となりまして、3.5億円の枠が追加的に確保されたことになっております。

なお、金利、担保等の条件につきましては、従来から調整をしている120億円の融資枠と同じ内容と聞いているところであります。

○坂口博美議員 1.5億円は、これまた話が別で、別次元の問題だと思うんですけど。まず、知事が宮崎市長と約束をしたというのは、これは5億円ということでありまして。結果として、金融団の融資額総額を125億円にするという約束をしているわけですが、これから見ると、1億5,000万足りないということになります。

今の時代にフェリー会社を第三セクターとして立ち上げたこと自体、変に感じるんですけども、この会社への出資額を見ると、県が1億円、市が5,000万円となっております。つまり2対1となっているんです。

この比率は、例えば権利主張、あるいは責任を負う、どちらもこの2対1が基本になります。50億円の調達であれば、30億円と20億円、これがスタートラインにないといけないと思うんですけど、それを知事は40対5でスタートされて、そのままで寄り切られた。これは全く話にならないと思います。

もう一度仕切り直しをされる気はないか、知事に念のためにお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回、会社から求められました50億円の公的資金を検討するに当たりましては、県としてできる限りの対応が必要であると判断をして、金融団及び宮崎市との調整を行ったところであります。

その中で、会社の自己資金の状況や金融機関からの要請、さらには資金計画全体を取りまとめていくという考えから、県の貸付額を40億円とし、残りの10億円について、宮崎市に応分の負担を求めたものであります。

宮崎市とは2回にわたって協議を行い、県からの要請は真摯に受けとめていただいた上で判断されたものと考えており、県からの貸付金は40億円としたいと考えております。

○坂口博美議員 真摯というのはどういうことをもって真摯と言うのかはちょっとわかりませんが、では、新たに借りることになるこの資金、当然金利がつくわけですが、何%の金利を誰が払うことになるのか、再度お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 実際の金利につきましては、金融機関と会社との個別取引情報でありますので、お答えをしかねるところであります。高度化資金の収支計画におきましては、2.5%で試算しているところであります。また、その利息は会社が支払うこととなります。

○坂口博美議員 まず、県は株主ですよ、大株主。副知事は責任者、経営陣の主として入っているんですよ。僕は、銀行のそういった守秘義務を聞いているんじゃないんですね。経営そのものですから。だから、どうなっているんだというのを答えないというのはちょっとどうかなと思いますけど、時間もあるし、先に進みます。

そこで、40億円もの信用補完融資を県がやれば貸しますよということ、これは言いかえると、まだこの会社の将来について、我々は信用というものは、まだ判こを押せない。だからその安全のために、まず県が姿勢を示してくれ。それで、この信用を補完していきましょう

ということなんですよね。ですから、運営の不
振、あるいは破綻へのリスクというのが全く消
えているという状況下にはないと思いますけれ
ども、今度は金利がそういったところであって
スタートをして、まだスタートを切れないと。
金が足りないという状況の中で、新たな金利が
またそこに、これから何十年続くわけですよ
ね。これは完全なる重荷になると思います。そ
して、ややもすると、破綻へのリスクの増大に
なると思うんですよね、余計な金が要るわけだ
から。これ、知事はどういうぐあいに思われま
すか。

○知事(河野俊嗣君) 今後の新船就航後も含
めて、会社がしっかりと黒字経営を行って適切
に返済をしていくことは、大変重要なことであ
ろうかと思っております、しっかりとその取
り組みを支援していくことは大変重要であらう
かと考えております。

○坂口博美議員 県が40億出せばこの事業を何
とか進めようという、平たく言うと、我々だけ
じゃ責任持てないですよ、先は怖いということ
なんですよね。一緒に歩いてくださいと。そこ
で、金利でも1円でも減らしていくというの
が、やっぱり安全弁じゃないかなと思うんです
けど、宮崎市長は、市の責任で銀行に5億の融
資増をやらせると言ったんですから、必ず5億
円を確保させることと、市が責任を持ってと
言ったんですから、この責任に何が含まれるの
かと。やっぱりリスクが出てきちゃ、これは責
任が持てないことになるから、そこもしっかり
頭に置いてやっていただきたいと思います。

総合政策部長に伺いますが、仮にこの新造船
2隻180億円が就航するとなると、宮崎市にはど
れぐらいの固定資産税が納付されることになる
のか。

また、これまでに幾らほどのフェリーの固定
資産税が既に市に収納されているのか、お伺い
をいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 固定資産税に
つきましては、県の試算によりますと、新しい
船の建造によりまして20年間で3.5億円、現船に
よりますこれまでのものが、20年間で2.3億円と
なっております。

○坂口博美議員 市が仮に5億をふるさと融資
を借りて貸したって、最終的に清算されると、
本当に微々たる金ですよ、5億以上の金に比べ
れば。桁がうんと違いますよ。そこらも市に
は、ちゃんと理解をしてもらって、今後とも交
渉を続けていくべきだなと思っております。

次は、この1億5,000万の会社の積み増しにつ
いてですけれども、穂永社長は、この自己資金
は補助金と合わせて10億円しか準備できないと
言っていたんですが、これが11億5,000万になっ
た。それはいつなったのかと、その金はどこか
ら持ってきたのかということ、これは知事にお
伺いをしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 来年1月1日から、燃
料油に含まれる硫黄分を制限します、いわゆる
「SO_x規制」が適用されることとなっております。
現在運航している船舶につきましては、
規制内容に適した燃料油を使用する必要があります。

この適合油は、従来なかったものであること
から、その価格水準が不透明でありまして、現
在使用しておりますC重油との価格差が、1
万5,000円の場合は、自己資金等11.5億円、1
万7,000円の場合は、自己資金等が9.5億円と見
込まれましたことから、この段階では、自己資
金等を10億円程度と設定していたところであり
ます。

このような中、10月末に、この価格水準が判明し、その燃料油コストが明らかになりましたことから、建造費に充てられる自己資金等1.5億円の積み増しが可能と判断をしたものであります。

○坂口博美議員 今の差額で、例えば1,000円なり1,500円なりの差があったから、これはまだ前倒しで使えるよという話かなと思うんですけども、この約束期間、この水準価格で行きましょうという、その石油の納入業者なり、重油の、そこの見直しというのは、どのぐらいの期間置きにやっていかれることになりますか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） そういった適合油の価格につきましては、主要な販売業者と船会社との交渉を行うことによって決定しておりますけれども、これが3カ月ごとに改定をされるということになっております。

○坂口博美議員 今言いましたように、1,500円の価格安ということでやれるといっても、1億5,000万捻出するには3年かかりますよ。3カ月ごとにこの乱高下がひどい、投機家だって丸裸になる人、たくさんいるんですよ。そんなところに3年近い期間を通算、やれるんですか。価格、そんなに安定しますか、3年も。これ、怖い話ですよ。

だから、そんな無謀をやらしちゃいかん。1億5,000万円、しっかりと運営のためにためさせて、戸敷市長が5億つくると言ったんなら、それをつくらせるべきです。できたと言ったんだから、そんなもの、ちゃんと「おまえの身を守れ」とやるべきだと、僕は思うんですよ。

これは、総合政策部長かな、知事かな。さっき言った金利の負担がふえてリスクが高まりますよというのと、今の石油の見通しというのは本当に難しいですよという、これについての所

見を、どちらかにお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） さまざまなリスクがございますけれども、燃油価格につきましては、これに連動した調整金、いわゆるサーチャージがございます。そのサーチャージを適切に運賃に転嫁するというので、自己資金への影響を緩和していきたいと考えております。

○坂口博美議員 そういうと、ああそうかと思いきや、サーチャージというのは、やっぱりこれは別なものですよ。上げ幅についての共済掛金みたいなものですね、保険みたいな。

下がるときには、じゃ、どうなるのかということ、それは荷物に対しての運賃ですから。だから、満杯満杯満杯で行って、それでも98%ぐらいしか補填されないと思うんですよ、満載していても。空になるときだってあるじゃないですか。サーチャージといたって、元の価格が乱高下すれば、その差のことですから、サーチャージがあるから価格が一定するなどというのは、子供でも信じないですよ。

これも時間がなくなってきてて、通読してなかったから、あとどれぐらい要るかわからないんですけど、それは答弁にならないと僕は思うんですよ。安定しないんですから。乱高下の「高」になったときの補填策ですから。

次に、171億5,000万という数字が出てきました、急にこれで混乱したんですけど、180億円を要するとしていた今度の事業に対して、先ほど申し上げた数字が出てまいりました。これが、それしか調達めどがついていないという時点で、県は高度化資金申し入れの申請をされております。もし180億円に満たないときには、船はつくれないか、つくってもその所有権を移転してもらえないということになると思うんです

が、これで問題はないのかということ、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この171.5億円という数字のところでありますが、県の40億円の貸し付けにつきましては、高度化資金を活用するため、中小企業基盤整備機構と手続を進めているところでありまして、今回の新船建造のように工期が長期間に及び、貸付決定の前に事業に着手する場合には、中小機構から事業認定を受ける必要があるところでありまして、県は、11月1日付で、事業認定申請書を中小機構に提出したところでありまして、現時点で、見積書等により明確な積算根拠が示された171億5,000万円の事業計画を提出したものであります。

なお、最終的には、新船建造後の令和4年度に、実際に要した事業費を精査し、貸付決定の手続を行うことになりましたので、事業認定申請を171億5,000万円として提出したことについては、問題ないものと考えております。

○坂口博美議員 ということは、この船をつくるのに必要なお金が何ぼだというものがある。それが調達できようができませんが、問題はないという理解でよろしいんですか、171.5億申請するというところで。

○知事(河野俊嗣君) 今の中小機構への事業認定申請につきましては、明確な根拠を持った数字でなければ提出できないということであり、現時点で、見積書等により明確な根拠が示された費用の積み上げである171億5,000万円の計画として提出したものでありまして、そういう意味において問題ないと答弁をしたところでありまして。

○坂口博美議員 そうしたら、さっきの油代の1億5,000万がもしなかったら、170億と書いても、やっぱり県は40億調達できる、32億貸して

もらえる、その金を借りるための数字としてここに入ると。もっと言ったら、140億ぐらいでも条件に合うかもわからないですね、40億つくるのに。そういう数字だということになるという理解しかできないと思うんですが、そうなりますと、これは造船のための事業費ではなくて、県がお金を借りるための、いわば貸借事業費ということになると思うんですけれども、その理解でいいですか。お金を借りるための数字が171.5億だったんだということ。

○知事(河野俊嗣君) この171億5,000万円は、中小機構から県が高度化資金の貸し付けを受けるために、現時点で、見積書等により明確な根拠が示された費用を積み上げた数字でありまして、いわば「造船事業費」とは異なるものであります。

○坂口博美議員 随分、我々は混乱しているんですよ。県民の方も、171億5,000万という事業費というのが公表された、報道もなされた、しかしながら、180億円必要だとも言っている、これは一体どういうことかと。僕らもわからないんですわと、説明のしようがないんです。

でも簡単ですよ、今のは。だから、県が金を借りるために171.5億というのをあそこへ入れたけど、ここには140億と入れていても、200億と入れていてもいい。そうですよ、8割以下を貸すわけですから。事業費と県が必要な金との両方。だから、いいですよ、160億、あとはまた商工観光労働部長、計算したら160億でも32億には行き着きますよ。そういうことなんですよ。

そういう数字だから、便宜上の数字ですよ。これは金を借るための便宜上の数字。変わっていく数字ですよ、そのときの状況で。全く造船費用とは関係ない。

そのことを今、明らかにここで県民に説明す

べきだと思います。随分混乱しているんですよ。報道の方たちも、わからなかった方が多分いるんじゃないかなとか、わかった方がいないんじゃないかなと思うぐらい、これは混乱したんですよ。

どうですか、知事、このことをどう思われますか。ここで撤回すべきですよ。これは事業費じゃないんだと。県がお金を借りるための、便宜上ここに——便宜というところ、それ以上にいい言葉が見つからないんですけど、これはこういう客観的な数字ではないんだと。たまたまそこで出てくる数字がここに入るんだということを、しっかりと説明されたらどうですか。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな数字があつてわかりにくくなっているところを、真摯に受けとめたいと考えております。

この171億5,000万、改めてであります、中小機構から高度化資金の貸し付けを受けるために、見積書等により明確な根拠が示された費用を積み上げた、そのための数字ということでありまして、ぜひ、今後とも丁寧にそういうことを説明してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 だから、これは造船の建造費用という中からは、完全にここで消えていくんだということ。内部資料としての数字だということになると思うんですね。そして、我々が、そこに何という数字が書いてあるんだとただしたときに、171.5億と書いてあると。

やっぱり今、ここまでしっかりと明言されておかないと、2つの数字が歩いていきますよ。数字は1つしかないんですから。いろんな状況説明とかは幾つもありますよ。価値観も幾つもあります。でも、数字は1つしかないんですよ、正しいのは。それが2つがずっと歩いていったということ。これは、ちょっとくどく

言っておきます。

今回の代船建造計画ですけれども、これは県が将来にわたって経営は健全であり、計画は妥当だと分析していると。その一方で、金融機関側では、融資をするには、県の直接融資が条件であると。しかも、その額は横並びだと。

言いかえれば、県の貸付額以上は出し切らないよと金融側では分析されているほどの、この事業の信用度の低さと。だから、2つに大きな違いがあるということが、やっぱり心配事の一つです。加えまして、5億円の上積み融資に係る幾つかの問題点が出てきました。約束が違うとか、リスクが高まるとか、融資比率の問題。持ち株の割合とすると、大きく外れている。それから、県の貸し付け40億円についての県民サイドから見たときの合理性の説明。これは、なかなかこの30分では解決しづらいとか、できなかったことがたくさんあります。

そしてまた、この議案というのは、県の命運をかけたプロジェクトとして、これまでずっと私たち総務政策常任委員会において、報告をされたり、協議をされたり、あるいは現地に行って視察をしたりしてまいりました。しかしながら、まだ最終的な調査を終えるところ、報告を全部いただくところまでは今、行っておりません。

ところが今回、さっき言いましたように、40億円の高度化資金を貸し付けますという金貸し事業として議案が上がってきているわけですね、今のところ。今後、商工建設常任委員会への付託になると。これは議会のやり方となっていくんですけれども。そうなりますと、議員の誰ひとりとして、このプロジェクト、この事業全体の説明というのを全体受ける人は、この中にいないんですよ。（2回目ブザー）

だから、今後の成り行き次第で、私は、この議案については総務政策、あるいは商工建設両委員会の合同審査でありますとか、先ほどのように、何か宮崎市の言うことと県の言うことが一緒なのかなとか、わからない部分がありますから、場合によっては、参考人も外部から呼ぶ必要が出てくる、そういうことも考えられる。これは議会内部の問題でありまして、議会もそれなりのルールというのを持っておりますから、今後、両委員長、商工それから総務の委員長を中心に、委員の皆さんとかでいろいろ考えていくところでしょうし、これから何日間か続く一般質問の中でも、数名の方が質問の通告をされておりますから、そこの流れに沿っていくことになると思いますけれども。

先ほど私は、小村寿太郎の先見の識や交渉力のぬきんでた優秀さについて申し上げました。それをもって、しかも命をかけて小村がかち取った数々の国益に触れました。

それは、知事に、交渉というものがいかに大切なものかを知っていただきたい、その一心でありました。

例えば、運動公園の盛り土高台、この件では、地権者との交渉に失敗をして、その途端に10億円ですよ、一晩で。かかる経費が10億円の増。聞くところでは、知事が地権者に直接理解を求める姿を見たという人は誰もいない。

一ツ葉有料道路だって、これは私の主観というか、緊急時の重要な支援道路として県は位置づけているんですということです。ですから、ひょっとすれば、補助公共事業でやれたかもしれない。しかしながら、これを有料として利用者負担ということで、これから100億近い金を集めなきゃならないということになりました。

これとて、国と身命をかけて交渉されたとの

話というのは聞いていない……

○丸山裕次郎議長 坂口議員に申し上げます。時間が参っております。

○坂口博美議員 (続)ただ、ここではそのかわり、住吉バイパスが動き始めたとの話は聞くも、果たして、その真なるか、あるいは偽なるかを知るすべというのは持ちませんが、仮に本当であれば、宮崎市の長年の願いでありますから、これは実現に向かうこととなる。ならば、宮崎市に喜びの意を表したいなと思っております。

そして、今回の先ほどずっと議論してきました、宮崎市長と金融機関との交渉でありますけど、県ができなかった銀行説得を、いとも簡単に市がやってのけた。しかも、実質的な負担、利息というのは全て宮崎市は避けてしまった。これはやっぱり一方的な宮崎市長の勝利だと、僕は思います。

県民の圧倒的な支持をお持ちの河野知事でありますから、本気を出して交渉に当たられるなら、相当なる成果を出されると、そういう知事だと僕は思っております。市ができることが県にやれないことはないと思っております。そういった熱い思いで、ぜひとも宮崎のために実力を常に発揮していただきたいと心から願って、質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の岩切達哉であります。大変、大所高所に立った質問の後ではございますけれども、しっかりと自分の立場を踏まえてやってまいりたいと思っております。

まずは、傍聴にお見えの皆さんに、足元が悪い中ではありますけれどもお越しいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思っております。

さて、先日、とある調査で、都道府県「幸福度」ランキング2019というものがあり、宮崎県が1位と発表されていました。

調査の詳細はわかりませんが、ありがたい評価だと思います。

「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指す河野知事の成果かと思えます。

それでも、きょうも、ミルクがない、おむつがないという声に、そんな困窮を支える実践者が走り回っている現状がございます。そんな貧困の実態や虐待、DV、社会の課題はなお多くあるところでもあります。

この宮崎県が、本当に日本一の評価に見合うような社会になっていく、そのための政策が展開されることを願いながら、質問させていただきますので、前向きな答弁をお願いしたいと存じます。

最初に、国と地方の関係について何点か伺います。

知事に伺います。都市と地方の問題であります。

大学入試共通テストの改革の中で、予定されていた英語民間試験に関連して、住む場所や家庭の経済状況によって不公平が生じないかという質問に、萩生田文部科学大臣が、生徒の境遇により差が出るのを認めた上で、「身の丈に合わせて、勝負して頑張ってもらえば」と述べたというのが、身の丈発言問題として取り上げられました。

これは、生活をする場、生活をする家庭の経済力で教育格差があることを、現役の文部科学大臣が認めた発言でした。

1回の受験料が2万円を超すことや、民間試験ゆえに受験会場が限られるのではないかとということで、地方の学生と都市の学生に教育機会

の差が生じる課題があるとの指摘だったのですが、この格差を容認する発言、「身の丈に応じた」という発言は、私たちを含む、地方に生活する人々への侮辱であったのではないかと私は思うのであります。このことに対する知事の所見をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、都市と地方の所得格差についてであります。

最低賃金制度であります。平成16年時点で、東京は710円、宮崎は606円、その差は104円ということで、率にすれば宮崎県は東京の85%の水準でございました。

これが、ことし、東京は1,013円、宮崎790円と、その差は223円となり、宮崎県は東京の79%の水準ということで、格差は拡大している。

また、ことしの人事委員会勧告は、都市と地方の格差を一部是認したような内容になりました。残念なものだと理解しております。

県人勧は、県職員に対する影響以上に広範な勤労者に影響を及ぼすことを考えますと、人口の社会減を抑制するために県内就職の促進、そのためにも県内勤労者の給与所得の改善という政策を進めておられることと矛盾すると考えるのですが、このような都市と地方の所得格差について、知事の所見をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、地方交付税について。これは、国が地方にかわって徴収する地方税である地方の固有財源と考えますが、トップランナー方式ということで、国が求める業務の外部委託を推奨するような内容としていたり、介護保険の保険者機能強化推進交付金では、都道府県の取り組みを査定して交付額を決めるなど、国が地方を査定する、いわば金で釣るものが目立つようになったと考えます。

このような国と地方の関係について、総務部長はどのような認識を持たれるのでしょうか、伺いたいと思います。

壇上から最後に、地域医療対策についてであります。

地域医療構想に関連して、再編・統合の議論が必要な病院として、424の公的病院名を国が発表いたしました。宮崎県内の7つの病院の名前が含まれていました。

それぞれの病院、それぞれの地元で、不安や反発の声がありますが、これは極めて強引な国のやり方だと考えます。

地方の実態を無視してのベッド削減は、高齢者がふえる中で、その地域に入院する施設がなくなるなど、医療難民をつくるほか、地方で生活する皆さんの不安をあおると考えます。

丁寧な議論が必要であって、議論が保障されるべきものと考えますが、福祉保健部長の認識を伺いたいと思います。

以上、壇上の質問とし、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、萩生田文部科学大臣の発言についてであります。

今回の大学入試制度改革をめぐる大臣の発言に対し、都市と地方における教育環境の格差等を容認するものではないかといった批判があることは、承知しております。

教育を受ける権利は、憲法に定められた基本的な原則でありまして、住んでいる地域や経済的な状況の違いにかかわらず、全ての国民はひとしく教育を受ける権利を有しておりまして、入試制度の設計に当たりましては、それらが十分考慮されなければならないものと考えております。

御指摘の発言につきましては、その後、大臣から、「それぞれが置かれた環境のもとで全力で頑張ってもらいたいとの激励の趣旨であった」との説明がなされたところであります。

いずれにいたしましても、教育のあり方は、一人一人の生き方や幸せに直結し、社会発展の基礎をつくる大変重要な問題でありますので、地方の学生にデメリットが生じることがないように、制度設計を行っていただく必要があると考えております。

次に、所得格差についてであります。

県民生活を安定させる上で、所得は大切な要素の一つであります。本県は、都市部に比べ、最低賃金を初め、その他の給与等に関する指標においても低い水準にとどまっておりますことから、その向上を図っていくことは、大変重要な課題であると考えております。

このため、成長産業の振興や地域経済を牽引する中核企業の育成、輸出促進などを通じて、企業や産業の収益力向上を図るとともに、地域経済循環によりまして、これを県内全域に波及させていく取り組みを強化することとしているところであります。

また、労働者への配分を高めていくことも重要でありますので、私自身もさまざまな機会を捉えて、産業界の方々に給与等の処遇改善を働きかけているところでありまして、今後ともこれらの取り組みを通じて、さらなる県民の所得向上につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(武田宗仁君)〔登壇〕 お答えいたします。国と地方との関係についてであります。

議員御指摘のとおり、地方固有の財源である地方交付税や施策推進のための交付金の算定に

当たり、実績や成果を一律に加味することは、地方創生等に向けた地方の自主的・自立的な取り組みを妨げるとともに、自治体間の財政格差の拡大にもつながると考えております。

地方創生や地方分権の実現のためには、それぞれの地方が抱える現状と課題を踏まえ、地域の実情に応じた施策を展開することが重要でありますことから、地方税財源の確保・充実や地方が求める権限の移譲等が必要であると考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答えをいたします。国の公立・公的病院名の公表についてであります。

本年9月、厚生労働省が、診療実績を分析し、手術件数が少ない等の項目に該当する公立・公的医療機関名を公表し、2025年に向けた将来方針の再検証を要請するとしたものであります。

今回の発表につきましては、一部の診療実績をもとにした分析手法であること、病院名の公表が急であったことなどに課題があり、国においては、地域の実情を踏まえた、より丁寧な対応が求められていると認識しております。

本県で対象となった7病院につきましては、いずれも機能的・地域的に重要な役割を果たしていると考えておまして、住民の方々などが不安を抱かないように周知に努めますとともに、地域の意向を十分に尊重しながら、必要な支援、協力を行っていくことが重要であると考えております。〔降壇〕

○岩切達哉議員 まず、萩生田文部科学大臣の発言に関しましては、政府のほうにも修正をする力があつたというふうに理解をして、これから先、知事もおっしゃっていただいた、地方にデメリットのない方法に、しっかりと検討いた

だきたいと思ひます。

そしてまた、労働者への配分を高めていく、所得向上に尽力いただく答弁がございました。しっかり受けとめさせていただきたいと存じます。

総務部長から、国と地方の関係ということで答弁をいただきましたけれども、地方は地方なりの自負があり、国と地方は対等ということについては常々口にしていけないと、やはり以前のような主従関係とまでは言いませんけれども、国がコントロールするという感覚が、国のほうにどうしても生まれてくる、揺り戻しのような動きがありますので、引き続き努力をいただきたいと思います。

福祉保健部長に再度質問をさせていただきます。

国と地方の関係、象徴的なものとして、地域医療構想に係る厚生労働省の病院名発表ということだったと思ひます。全国知事会は即座に反応し、「地域の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されるという住民の不安を招きかねず、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言い難い。」との声明を発表されました。その後も市長会・町村会の連名で意見提出など活動されています。国に対して言うべきははっきり言う。

厚生労働省はそれを受けて、「強制するものではない」という認識を示しておりますけれども、地域での病院の縮小や再編は、医療過疎の深刻化、さらには地域の存廃にもかかわる問題であります。

県行政側にある一部の方が、医療機関同士の合併などを求める発言をしたなどで、地域の議論を混乱させているという話も聞こえているところであります。

地域住民、医療現場、しっかり参加して、地域の事情を踏まえた議論が行われる必要がございます。

丁寧な態度で進める、強制的に進めるものではないということで確認してよろしいか、重ねて伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の発表につきましては、県としても、公立病院の再編・統合を強制的に進めるものではないと考えております。

再検証の協議に当たりましては、再編・統合ありきではなく、公立病院が機能的・地域的に重要な役割を果たしていることなど、地域の実情等も踏まえまして、各対象病院や地域の意向が十分に尊重されるよう、丁寧な議論を促進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次に、福祉保健部長に、ちょっと質問数が多いんですけども、よろしくお願ひしたいと思いますのですが、福祉施設入所者が起こされた事件について伺いたいと思います。

去る11月8日の宮日新聞に、7月20日、児湯郡内の福祉施設に入所していた高齢の夫婦が、施設から行方不明になり、翌日に発見されたものの、女性は死亡していたという内容の記事、事件報道がありました。

報道によれば捜査中ということでございますので、詳細を語ることは難しいかもしれませんが、この報道があるまで、私自身は出来事を知る由はなかったのですけれども、県当局としては、情報をしっかり把握しておったのでしょうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、当該

福祉施設の入所者が亡くなられた事案につきまして、発生翌日に、施設より、施設職員による搜索や、タクシー会社への利用状況の確認、警察への届け出など、事案の経過や対応状況について報告を受けまして、状況の把握に努めたところであります。

○岩切達哉議員 いわゆる無断で施設を出たという内容のようですけれども、そのような高齢者が入所する施設としては、それなりにセキュリティというものが必要だと思います。それが十分なものだったと言えるのか、施設の対応に問題はなかったのか、把握しておられるでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、当該施設に対しまして、毎年度、職員の配置状況や、施設の安全管理指針の策定を含みます入所者の安全・健康管理などについて監査を行いまして、運営が適切に行われていることの確認を行っております。

また、今回の事案の発生による対応状況を確認しましたところ、1時間ごとの居室確認を行っていたことや、当直職員など5名により、施設内や施設周辺などの搜索、警察への連絡などが不在確認後、直ちに行われていたことなど、今回の事案につきましては、施設の安全管理指針に基づき、対応が行われていたものと承知をしております。

○岩切達哉議員 時間的には、この間、4カ月ほどたっているわけなんですけれども、なぜ起きたのか、どのようにすれば防げたのか、また、認知症の疑いがあるという記事でございましたけれども、そのような見守りが必要な入所者を支援する施設共有の課題だと思いますけれども、これを教訓とすることができるよう、出来事の検証と再発防止をしっかりとやっていただき

たいと強く求めたいと思います。

当該施設のその後の施設利用者への処遇は十分なものとなっているか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県としましては、今回の事案の発生を受けまして、施設に対して、施設利用者の健康状態・特性を確認した上で、その見守りや、職員間の意思疎通を徹底することなどによる、再発の防止について指導を行ったところであります。

今後とも、監査などを通じまして、このような事案が再度発生することがないように、施設利用者への適切な処遇について指導を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 指導していただいたということなんですけれども、4カ月間、公表がなかった。新聞報道があったというレベルでございまして、公表というふうになるかわかりませんが、同様の方が入所されている施設においては、こういう状況をしっかり承知して、対策を強化するというか、見守りをさらに強めるとか——同じようなことがこの4カ月間に起きたとしたら、4カ月前の7月の児湯郡の事件の公表がなかったことが、結果的に同じような出来事を起こしたというふうに、批判されても仕方がなかっただろうと思うわけでありまして。

やっぱりいろんな背景があって4カ月間、記事が出るまで、また記事が出て以降も具体的なものはないんですけれども、施設といういろんな処遇をお願いしている場で起きた問題というのは、そういうことを前提に県としての対応を検討いただきたい。しっかりそのあたりも含めて検証いただくように求めておきたいと思っております。

次に、発達障がい者支援について伺いたいと

思います。

発達障がい者支援計画を見ますと、基本方針に、「年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築」とあるところでもあります。

実は、支援の入り口である早期発見、とりわけ幼児期のそれには、体制が十分整っていないという問題意識を私は持っております。まずは、適切な判定を受け、発達支援事業所にきちんとつながって、そこで専門的な支援が行われるべきなのですが、早期発見体制の充実にどう取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいの早期発見につきましては、医療機関の絶対数が少ないなど、さまざまな課題があると認識しております。

こうした中、昨年度策定した宮崎県発達障がい者支援計画では、県の発達障害者支援センターによる心理判定結果を診断につなげるといった取り組みなどを行いまして、医師の負担軽減や診断の効率化、診断に新規参入しやすい環境整備に努めることとしております。

また、医療機関や関係団体等から構成される宮崎県発達障がい者支援地域協議会において、支援体制の整備に向け、必要な協議を行っております。

宮崎県医師会からも、小児科医や児童精神科医の育成に係る協力依頼をいただいておりますので、医師会や医療機関とも連携を図りながら、早期発見の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 幼児健診などで発見されることがあります。その傾向があることを把握したとしても、実は、様子を見ましようかというよ

うな結論になることがよくあります。

そうなってしまうのは、今申し上げました専門の判定を受けること——専門の診断を受けるには医療機関の不足だとかいうことで、初診の機会が限られる実態があることも背景にあるというふうに認識をしています。

幼児期の発達というのは、非常に目覚ましいものがありまして、様子を見ましようとした間に、適切な療育が行われれば、相当に変化に違いがあると理解しています。

早期発見体制が十分でないという問題を取り上げましたけれども、現実には、その早期療育の体制について、これも量の確保と同時に、一定以上の質が確保される必要がありますし、さらに適切な療育方針を確立して行われていくものというふうに理解しておりますが、そのような療育体制の整備にどのように取り組んでおられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 放課後等デイサービスなどの療育支援を行う事業所は年々増加しておりますが、一定水準のサービスの質を確保することは、大変重要だと考えております。

このため、県の発達障害者支援センターでは、事業所の支援員を対象としたスキルアップ研修ですとか、自閉症セミナーなどに毎年取り組みまして、昨年度は、これらの研修を述べ30回開催し、参加者も延べ700名に及んでおります。

また、関係団体主催の発達障がいに係る意見交換のほか、年1回、県内の全事業所を集め、サービス提供の留意事項などを周知する集団指導も実施しております。

今後も各種の取り組みを行いながら、事業所の質の平準化に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 放課後デイのような就学児童の支援体制というのは充実してきていると思いますし、教育委員会のほうでも特別支援教育、特別支援学校等での充実が図られています。幼児期の支援が今、どうにも足りない、そういう認識を持っています。

私は、この秋に熊本県のこども総合療育センター、そして鹿児島県立こども総合療育センターを訪問いたしました。それぞれが、その県の発達障がい児を外来診療で受け入れて、支援の中核として機能を充実させていました。

そして、県内の小・中学校、幼稚園に対して、その場からスタッフが出かけていって、指導・助言をしていく、そんな宮崎にはない充実した体制がありました。

県内でも、ひまわり学園の中にある発達障害者支援センター、そして宮崎東病院、ここは小児精神科医のしっかりした方がおられる場所です。意見交換をしたのですけれども、同様に、宮崎県ではまだまだ努力が必要という理解をさせていただいたところでもあります。

県では、これからのあり方はどうすればいいのか、研究を重ねていただくようお願いしたいのですが、既存施設もあります。機能充実など工夫を含めて要望したいと思いますが、部長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいの支援につきましては、年齢や生活環境の移り変わりで支援が途切れることがないように、切れ目のない支援体制の構築が重要であると考えております。

このため、宮崎県発達障がい者支援計画では、本県の発達障がい支援の中核機関である発達障害者支援センターが中心となり、市町村への支援体制調査や保健、福祉、教育、労働など

各機関の役割整理、地域支援体制会議の創設などを行いながら、身近な地域での支援体制の充実・強化に努めているところです。

また、医師会や医療機関との連携による早期発見や療育支援サービスを行う事業所による早期支援等も行いながら、切れ目のない支援体制をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 この問題、28年6月にも取り上げまして、早期療育の場の問題についてお願いをいたしましたけれども、3年経過して、幼児期の療育の場の過密さといえますか、入れない、利用できない実態は拡大しています。当然、判定される子供がふえていることが背景にあるんですけれども、ぜひ支援体制の構築に御尽力をいただきたいと思っております。

続いて、精神障がい者支援について伺いたいと思っております。

精神障害者保健福祉制度は、地域移行支援、地域定着支援を中心に、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるようにすること、それを支える精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築などがその目標とされています。

基本的には、精神障がい者支援は、入院医療から地域生活中心へと変わって、積み上げられてきた政策の俎上にあると思っております。

宮崎県として、地域移行支援の取り組みは、実績を含め、どのように行われ、またこれから行っていかうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 精神障がい者が、入院ではなく在宅等で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するこ

とは、重要だと考えております。

このため県では、関係機関で構成される協議会を県や保健所に設置し、各地域でのネットワークづくり等に取り組んでおります。

県の障がい福祉計画では、精神科病院における入院期間1年間以上の患者数の減少を目標としておりまして、平成30年度は3,297人で、計画の最終年度である令和2年度の目標に至っているわけではありませんが、5年前と比較し約380人減少しております。

長期入院患者が退院するに当たりましては、退院後の地域生活に不安を抱える場合もあることから、地域移行をかなえた精神障がい者の方々がみずからの体験を語る、いわゆるピアサポート活動も促進しながら、今後とも、精神障がい者の地域移行を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 今、県や保健所でのネットワークづくりの場があるということをございましてけれども、しっかりと開催回数を伸ばしていただいて、実効性のあるものになるよう進めていただきたいと要望したいと思っております。

関連する、ひきこもり支援について伺いたいと思っております。

ひきこもり対策は、宮崎県ひきこもり地域支援センター、保健所などで取り組まれていると認識しております。

厚生常任委員会の県外調査で、全国でも最先端の取り組みをされている秋田県藤里町を訪ねました。ひきこもり対策については、いわゆる引きこもっている状態を、ただ外に出すという考えから、本人の選択を尊重し、寄り添う支援に変化し、その中で藤里町では、引きこもっている方がいなくなったというお話でありました。

宮崎県での対象者調査、民生委員の御協力をいただいて、601名という報告がさきにありましたけれども、一方、推計では4,600人程度、このようなことが言われるものであります。

県として、この問題にどのように対策を行っていく予定としておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、ひきこもり地域支援センターにおきまして、専門のコーディネーターが面談を行ったり、コーディネーターが自宅に訪問させていただくなど、本人の状況に応じた支援を行っておりまして、平成30年度は延べ792件の相談対応を行いました。

また、家族への支援も必要でありますことから、電話や面談を通じまして、家族の不安や悩みを和らげるとともに、本人に合った適切な助言等も行っております。

御紹介のあった秋田県藤里町のような、住民に寄り添った支援も重要であると考えておりまして、県としては、各保健所をその圏域のサテライトと位置づけまして、地域での相談対応にも取り組んでおり、引き続き市町村とも連携し、きめ細やかな支援に取り組みたいと思っております。

○岩切達哉議員 続いて、ギャンブル等依存症対策について伺います。

ギャンブル等依存症対策基本法が制定されて、自治体では、ギャンブル等依存症対策推進計画策定と、その施策の展開が求められております。これについては、自助グループの活動を結成させたり、支援したりなど、高度な支援能力が必要ですが、県として、どのように対策を行っていくことを予定しておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、ギヤ

ンブル等のほか、アルコールや薬物の各種依存症を対象とした対処事業を、平成30年度から実施しておりまして、精神保健福祉センターに配置した専門の相談員が当事者への相談対応を行っているほか、家族教室の開催などにも取り組んでおります。

また、医療機関や関係事業者のほか、依存症当事者の自助グループ等により構成される協議会を設置し、連携協力体制を整備しながら、情報の共有や、各種依存症に関する総合的な課題の検討にも取り組んでおります。

ギャンブル等依存症対策につきましては、今年度、国の基本計画が策定されたところでありまして、今後、この協議会の中で、県の計画の策定に向け、必要な調査や協議を進めてまいります。

○岩切達哉議員 精神障がい者の地域移行支援、そしてひきこもり対策、依存症対策、それ以外にも精神領域の問題として、盗癖症とか、窃盗症と言われるクレプトマニア、それから小児性愛者で性犯罪を繰り返すペドフィリアなどの、精神領域の見識を持って対応すべき犯罪予防の取り組み、本当に広い範囲での対応が必要であります。

精神保健福祉センターの名前が再々答弁にありましたけれども、少数精鋭で頑張っておられます。それでいいのかという問題について答弁をいただきたいんですけども、自殺予防対策だとか、発達障がいの取り組みも含めると、精神保健福祉のニーズは拡大する一方であります。

このニーズに的確に対応するために、県組織に総合的かつ専門性を発揮できる組織をつくって対応すべきだと考えますが、部長の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 近年、健康や経済、人間関係等の問題によりまして、家庭や職場、地域では、さまざまな不安や悩みを抱える方々が増加するなど、精神保健福祉行政の課題は多様化しております。

このため県では、御指摘の精神保健福祉センターにおいて、精神障がい全般に対する相談対応を行うとともに、ひきこもり支援や各種依存症対策、自殺対策等の幅広い業務に精神保健福祉士などの資格を持つ職員が専門的に取り組んでおります。

今後とも、このセンターを中心に、医療や福祉、雇用など幅広い関係機関と連携を図りながら、支援の必要な方々が地域において安心して生活することができるよう、精神保健福祉の一層の向上に取り組むたいと考えております。

○岩切達哉議員 精神保健福祉分野の一層の向上に向けて取り組むということで、体制の整備をというふうに御提供させていただきました。

一遍に答えは出ないと思いますけれども、県としての姿勢を示すものとして、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

次に、児童虐待対応について伺います。

児童虐待防止法に基づく通告は、昨年度1,379件と過去最多になりました。通告を受けて、児童福祉司が児童を施設に入所させる、いわゆる措置を行う場合に、保護者負担金を徴収することになっていることについて取り上げたいと思います。

まず部長に、児童養護施設等に――里親を含みますけれども――子供が入所措置された場合、保護者の負担金が生じることについて、実情を御説明いただきたいと思います。

質問の背景には、虐待死事件が多く報道されておりましたけれども、東京都目黒区の5歳の

女兒、5歳なのにお手紙を残していた、母親もDVのもとにあったとか報道されておりますので、御記憶にあると思います。この中で、その5歳児を一時保護中に、児童相談所が施設を勧めた。保護者も、実は最終的に殺めてしまったお父さんも、施設入所でいいかなと思ったんだけど、費用負担の話をしたところ、その態度が一変したと、こういう報道がありました。

そういうことがあり、事件になったということですから、費用負担ということについて、まずは制度について簡単に御説明いただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童福祉法の規定によりまして、県が子供を児童養護施設等に入所させた場合には、本人または保護者から、その負担能力に応じ、費用の全部または一部を徴収することができるかとされております。

県では、費用の徴収に関する規則を定めまして、国の定める徴収基準額に準じ、世帯所得に応じて決定した金額を、毎月、保護者から徴収しております。

○岩切達哉議員 通告を受けて、入所が必要だと判断した場合に、保護者に同意を求めるわけなんですけれども、半分いいかなと思ったり、半分嫌だなと思ったりする、そういうのを説得していくケースワーカーの取り組みがありますが、そこにお金が必要だとなれば、子供を連れていく、そして金までよこせと言うのかと、こういうふうにトラブルになっていく、こじれる現実があるわけであります。

実際のところ、宮崎県の保護者負担の割合など、現状をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童養護施設等への入所に要する費用につきましては、国と

県が主に負担する措置費で賄われておりまして、平成30年度の措置費の総額は、約26億5,900万円です。

そのうちの一部に保護者負担金が充てられておりまして、その総額は約1,300万円で、措置費に占める保護者負担金の割合は約0.5%となっております。

○岩切達哉議員 全体に占める率は本当に小さいんですけども、最終的に、先ほどの5歳児の例のように費用負担が必要になったケースは、やっぱりそこが最大のネックになることがあります。

部長に要請したいのですが、厚労省に対して、費用負担を定めた部分、児童福祉法の56条の運用の変更を求めていますでしょうか。

先ほど「できる」規定ですね、と説明をいただきました。ただ、徴収をしないとすれば、じゃ、地方自治体で負担してくださいねということになりますので、県費持ち出しになります。実際は必須ということになります。

私は、虐待から保護する場合は費用負担のことは考えない、費用負担なしでとありますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保護者負担金の免除につきましては、負担金の徴収が保護者の施設入所措置への同意を阻害する要因の一つとなっているなどの意見もありますことから、議員の御指摘は重要であると認識しております。

他方で、負担金の問題等で、仮に保護者の同意を得られない場合であっても、家庭裁判所の承認を得ることにより、同意なしで入所措置を行うことができます。このため、保護が必要と判断された場合には、所定の手続により入所措

置を行い、児童の安全を確保しております。

また、施設への入所措置の理由には、児童虐待だけでなく、発達障がいや非行などにより保護者による養育が困難であるなど、さまざまな理由があります。このため、児童虐待のケースのみを対象とした負担金を免除することは、公平性の観点から課題もあるものと考えております。

○岩切達哉議員 負担金制度があるから、それを運用すると公平性の話が出てくるということだと思います。負担金制度をなくすということになれば、そこには問題は発生しない。強制的に入所措置ができるということは、確かに裁判所などの手続をしてできますけれども、その後もケースワーカーは、その保護した子供の親と関係修復の努力をするわけです。そこで、ずっとお金の話が出てくるわけですね。

そういう話になっていますし、その強制措置は、実は2年間の限定ですね。2年間たったら再度、裁判所に相談しなければならない、こんな制度です。目黒区の5歳児は、現実にそのことで児童相談所を諦めちゃったわけです。

やっぱり大きな問題だというふうに思いまして、しっかりこのことについて、ケースワーカーサイド、保護者サイド、負担感というものを部長として理解いただいて、機会を見つけて、国とも協議していただきたいと要望したいと思います。

最後に、そのような児童福祉司の疲弊、これは大変なものがあります。きのう、児相職員の休職する率が学校教員の4倍という記事が、毎日新聞の1面にありました。

国は3年後までに、児童福祉司を2,020人増員する計画ということで、児童相談所機能を強化するとしているのですが、これに対して、県は

どのような準備をしているのでしょうか。

現実的に、児童相談所に伺いますと、増員はすべきでありますけれども、執務室の環境、事務室の広さには限りがあって、窮屈な環境では、よい仕事はできないところであります。

部長所管の出先機関の体制を再構築することを含め、検討いただきたいと思っておりますけれども、どのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 福祉こどもセンターとして福祉事務所と児童相談所の組織・機能が統合されて、10年余りが経過しております。この間、児童相談所の機能強化に取り組む中で、職員の増員などにより、事務所スペースの確保や執務環境の整備が課題となってきております。

このような状況に加えまして、議員御指摘のとおり、今後、国の方針に基づき、2022年度までに児童福祉司のさらなる増員も見込まれるところであります。

県といたしましては、現状を踏まえながら、福祉こどもセンターが求められる機能を発揮していく上で、再構築という形が最適かどうかも含めまして、組織体制について検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 多くのことを福祉保健部長に伺いました。また委員会でもお会いしたいと思います。

それでは話題をかえまして、森林資源の観光活用に話題を移したいと思います。

宮崎県は森林県、森林セラピー基地などございます。

加えて、県有財産として、共に学ぶ森・ひなもり台県民ふれあいの森・川南遊学の森、こんな県民の森を保有しています。

しかし、これらの森林資源が観光という目的にどう利用されているかではありますが、観光には余り生かされていないというふうに思います。

商工観光労働部長に伺いますが、宮崎県の森林資源、森林環境を観光面でしっかり位置づけて、県民の森などを生かすことはできないのかお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県には、祖母・傾・大崩や九州山地、霧島連山などの豊かな森林があり、四季折々の雄大で多様な景観など、観光の面からも大きな魅力を有しております。

県では、県観光振興計画において、「みやぎの強みを生かした誘客の促進」としまして、ユネスコエコパークや国立公園満喫プロジェクトなどの取り組みにより、本県が有する豊かな自然や地域資源を生かし、魅力ある観光地域づくりを進めることとしております。

近年の健康志向の高まりの中、トレッキングや森林セラピーなど、心と体に癒やしを与えてくれる魅力的なアクティビティとして、森林の活用が進められておりますので、今後とも、県民の森を所管する環境森林部や市町村等と連携しながら、素材の掘り起こしや磨き上げ、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 環境森林部長に伺いますけれども、今、磨き上げたいというお話でございました。どう磨き上げていくかであります。

私、現場に行きましたけれども、本当にいい素材だと思うんです。環境税でも何でもいいんですけれども、少し費用をかけて整備していただいて、小・中学生が遠足で利用するなど、県民が森に触れ合う場、他県の人に自慢できる宮崎の森としての充実を図ってほしいと思いま

す。部長の見解をお聞かせください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県民の森は、森林の機能や役割を学ぶ森林環境教育や森林浴などの森林レクリエーションの場として設置しておりまして、中でも、ひなもり台県民ふれあいの森では、オートキャンプ場のほか、近年は、クロスカントリーコースや登山者向けの休憩所の整備などを段階的に行いまして、昨年度は、県内外から8万人を超える方々に利用していただいているところです。

今後のさらなる利用促進のためには、老朽化しました施設の計画的な更新はもとより、通信環境の改善や案内表示板の設置など、利用者目線での整備も必要であります。

県といたしましては、引き続き、利用者や地域の方々の御意見を踏まえながら、県民の森をさらに活用していただけるよう、ハード、ソフトの両面から充実を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ハード、ソフト両面から整備を図りたいということでございますので、共に学ぶ森・川南遊学の森も、ぜひ県民、利用者がたくさん来ていただけるよう御尽力いただきたいと思います。

次に、県関係職員の労働条件について伺います。

この間、県の採用、受験者数の減少、著しくなっております。

先日、教職員の小中学校教諭は1.6倍という状況だと報道がありました。働き方改革に関連して、教職員の労働実態が詳しく報道されていることが、その受験をちゅうちょさせたのかとも思います。労働条件というのは、本当に大事だというふうに思います。

それぞれの任命権者、ともに努力しておられ

ると思いますが、申しわけありません、代表して病院局長に伺いたいと思います。

県病院の医療従事者の確保には本当に努力されていると認識しておりますが、その努力して確保した従事者が退職に結びつかないようにすることも大事であります。例えば、結婚しても出産しても働き続けられる環境整備などあります。

次世代育成対策推進法などを踏まえますと、出産・育児休業から復職後の育児短時間勤務制度利用者の夜勤配置はしないなど、たくさんの工夫が必要だと思います。

働きやすい職場づくりに向けて、しっかり取り組んでいただきたいのですが、現状と方針をお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 働きやすい職場づくりを進める上で、仕事と育児の両立は大変重要であります。

このため、3県立病院全てに交替制勤務職員が利用可能な保育施設の整備を行い、また、1日の勤務時間や週の勤務日数を短くする育児短時間勤務制度につきまして、本人の意向を確認しながら運用を行っております。

またさらに、昨年度からは、病院内に職員相談室を設置しまして、仕事上の悩みに加えて、育児休業者の職場復帰への不安を解消するための相談業務などを行っているところでございます。

現在、県立病院では常時約100名の職員が、産前産後休暇、あるいは育児休業を取得している状況にございます。

こうした職員が安心して育児と両立させながら仕事に取り組めるように、働きやすい職場づくりに一層努力してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 病院局が、子ども・子育て支援事業所として表彰される日が間近だというふうに思っております。ぜひ、引き続き御尽力いただきたいと思っております。

次に、会計年度任用職員制度であります。今、詳細を詰めているところだと思っておりますけれども、現場に行きますと、今、臨時職員、非常勤職員という方々が担っている仕事を、ぜひこのまま担っていただきたい、こういう意見がございます。この制度導入で、スタッフの数が削られることになってはよくないという思いであります。

総務部長に、制度導入に当たって、配置数などを削減するなどのお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、現在の臨時・非常勤職員が担っている全ての業務について、業務内容や勤務形態等に応じて整理を行い、必要な業務に必要な人員を配置することが重要であると考えております。

このため、現在、各所属からの会計年度任用職員の配置要求を確認しながら、来年度の任用予定数を検討しているところであります。

今回の業務の見直しに伴い、現在の臨時・非常勤職員の業務の全てがそのまま会計年度任用職員の業務へ移行するものではありませんが、今後も、それぞれの職場の実態やニーズに応じた検討を進め、適切な移行を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 同時に、この会計年度任用職員制度の導入は、その立場で働く人たちの年収向上、ワーキングプアと言われる状況を変えることだというふうに認識します。

総務大臣も、「必要な経費は地方財政計画に

しっかりと計上して財源確保をする」と答弁しておられるようでありますけれども、この制度下で働く皆さんの適正な賃金、労働条件を設定すべきと考えますが、部長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（武田宗仁君） 会計年度任用職員制度につきましては、国における働き方改革の観点を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件を明確化し、適切な運用を確保することを目的として創設された制度であります。

このため、現在、具体的な勤務条件を検討しているところであり、従事する職務の内容、勤務時間に応じて、一般の職員の給料月額を基礎とした報酬額を定めた上で、一定の条件を満たす場合には、期末手当などの諸手当を支給することとしております。

また、育児や介護などの休暇制度の充実を図ることとしており、制度の趣旨を踏まえ、適正な勤務条件を確保してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ、そういう立場でお進めいただきたいと思っております。

交通政策について総合政策部長に伺います。

宮崎市の市内バスの終点が今、宮崎神宮ということになっておりますが、それを芸術劇場などのある文化公園にという趣旨の質問であります。

現場を見ますと、半分は宮崎神宮どまり、半分は宮崎神宮を通過して文化公園まで、またそこを通過して国富町などに行く路線のようであります。

文化公園の駐車場が少ないという苦情を御相談いただくことがございます。施設利用者数を引き上げていくためにも、公共交通の利便性の向上ができたらいふふうに思います。

このバス路線を、あと一区间、伸ばすことはできないのか総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎神宮線の終点の変更につきまして、宮崎交通に確認いたしましたところ、総合文化公園のバス停は待機スペースが限られておりますため、当該路線の起点・終点とすることは難しいということでした。

その際に、宮崎交通としては、総合文化公園近くのバス停に停車する別の路線も一定の便数がございますことから、時間帯に応じて、それらの路線を御利用いただきたいとお話をいただいたところでございます。

県といたしましては、宮崎交通と連携し、こうした路線バスの運行情報が、よりわかりやすく、しっかりと利用者に伝わるよう、環境整備に取り組むことで、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 総合文化公園のバス巡回場は十分なスペースがあって、3～4台は待機できる状態にあります。敷地外の文化公園停留所は、道路の向こう側にありまして、劇場で芝居がはけた後の大量の方をさばくには、危険な場所です。ぜひ、いま一度現場を見ていただいて、その3施設の利用者増にもつながる施策だと思いますので、ぜひ研究をいただきたいと思っております。

次に、1問飛ばしまして、美しい宮崎づくりについて伺いたいと思っております。

私は、美しい宮崎づくりという取り組みに関心を持っております。

宮崎はきれいだと旅行者に言われること、まことに地元民として誇りを感じるわけでありませぬ。

そのため余計に、道路が草ぼうぼうとか、海

岸が漂着ごみでいっぱいとかだと、残念を通り越す思いがいたします。

これまで何回か質問いたしましたけれども、予算の問題のほか、草刈り業務を担う事業者が、人手を確保することに苦勞されているというお話を伺いました。

道路管理者、海岸管理者の担当の違いもあるということでございます。

このような状況を改善するために、例えば、海岸清掃に適した機械の導入や、道路草刈りを機械化して人手を要さない、合理化した方法にすることができるかなど、最新の機械・機器の研究を行う必要があると思っておりますが、県土整備部長に所見を伺いたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 美しい宮崎づくりにつきましては、行政、事業者、県民の皆様との協働のもと、良好な景観を守り、作り出し、活用する取り組みを進めているところであります。

このような中、海岸清掃や道路の除草作業につきましては、各管理者の委託事業や、地域が行う美化活動への支援のほか、ボランティアなどの協力も得ながら進めており、作業では、4輪バギーを使ったビーチクリーナーや、肩かけ式草刈り機なども活用されているところであります。

議員御指摘の機械の導入につきましては、効果的、効率的に作業を行う観点から有効と考えておりますので、市町村や関係部局とも連携を図りながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 全ての質問を終わらせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。

通告に従い、順次質問させていただきます。知事を初め関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

令和元年も残すところあと1カ月余りとなりました。12月には「地球温暖化防止推進月間」や、12月3日の「国際障害者デー」と「障害者週間」が、また12月10日の「世界人権デー」と「人権週間」などがございます。

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。この有名な文言から始まる世界人権宣言が国連で採択されたのは、1948年12月10日、国連はこの日を「人権デー」と定め、人権尊重を世界に訴えてきました。

法務省のホームページでは、

1949年(昭和24年)から、毎年、「人権週間」を定め、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。

しかし、いじめや児童虐待などにより子どもが命を落とすといった痛ましい事案が依然として後を絶たず、また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したりする事案のほか、企業

等では、長時間労働による過労死、各種ハラスメント(嫌がらせ)、不当な差別といった問題が発生しています。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月12日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要があります。

とありました。

このように、12月4日からの1週間を「人権週間」と定めておりますが、人権週間における県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

続いて、先ほど法務省ホームページにありましたハンセン病家族対策について、お伺いします。

御承知と存じますが、ハンセン病とは、らい菌によって主に皮膚や末梢神経が侵される感染症です。治療薬がない時代は、体の一部が変形するなどの後遺症を残すことがありましたが、今現在は発症自体がまれであり、早期発見と適切な治療によって、後遺症を残さずに治るようになっていきます。

このたび、偏見や差別に苦しんできたハンセン病の元患者家族に対する補償金支給法が、今月15日、つい先日に成立いたしました。

このハンセン病をめぐって公明党の取り組みを、我が党の機関誌から若干紹介させていただきます。

家族訴訟原告団の樫山勲顧問は、ハンセン病によって13歳で国立療養所に強制入所させられ、それがきっかけで家族が離散した経験を持つ。

ハンセン病は非常にうつりにくく、1940年

代には有効な治療薬も登場した。にもかかわらず、日本では1996年に「らい予防法」が廃止されるまで90年近く隔離政策が続き、偏見・差別が助長されてきた。

1998年に檜山さんら療養所入所者は、国に賠償を求める初の訴訟を熊本地裁に提起。2001年5月の判決で隔離政策は違憲と判断され、原告が勝訴した。

しかし、政府は通例に従って控訴の構えを見せる。この時、公明党の坂口力厚生労働相(当時)は、“役人という役人が反対”という中、辞表を懐に忍ばせながら「控訴断念」を強く主張した。

公明党も党を挙げて政府に要請した結果、小泉純一郎首相(当時)は控訴断念を決断。同年6月には、入所者らに対する補償金支給法が成立した。

坂口氏は、「公明党は人権の尊重を高く掲げた党だ。ハンセン病に対しても、人権無視があれば正すべきだという思いが強かったことが、当時の私を突き動かした。首相が「控訴する」と言ったら辞表を出す覚悟だった」と振り返る。

その後も公明党は、2008年に元患者らの福祉の増進や名誉回復を進める「ハンセン病問題基本法」の成立を推進するなど、元患者らと共に歩んできた。

一方、今後の課題もある。全国14カ所の療養所にいる平均年齢85歳超、約1,200人(今年5月現在)の入所者のケアに加えて、今回の家族補償対象者への周知、そして、家族訴訟の判決でも指摘された人権啓発活動・教育の強化だ。

とありました。

執行部の説明によると、全国では1,215名の入

所者のうち、本県の当事者は38名おられるとお聞きしました。

全国ハンセン病療養所入所者協議会の藤崎陸安事務局長は、「ハンセン病問題は後世に伝えるべき歴史だ。我々が死んだら終わりでは困る」と指摘。家族補償は新しい啓発の出発点だと力説されております。

そこで、ハンセン病の正しい知識の啓発について、県ではどのように取り組んでいるか、福祉保健部長にお伺いします。

以上2件を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(渡邊浩司君)〔登壇〕 答えいたします。人権週間についてであります。

人権尊重思想の普及高揚を図るため、県は、12月4日から10日までを「人権週間」と定めておりまして、全国的にさまざまな啓発活動が実施されております。

本県では、人権週間のイベントとして、毎年、ジンケンジャーのショーや啓発資料の配布等の街頭啓発を実施しておりまして、ことは12月7日にイオンモール宮崎で実施をいたします。また、翌8日には、青島太平洋マラソンの会場でも街頭啓発を予定しております。

そのほか、期間中には、人権啓発のテレビCMの放送や県立図書館での人権啓発パネル展、人権に関する作品の授賞式など、さまざまな啓発事業を集中的に行うこととしております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、県民の人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(渡辺善敬君)〔登壇〕 答えいたします。ハンセン病の正しい知識の啓発に係る県の取り組みについてであります。

ハンセン病の元患者及びその家族に対する偏

見と差別のない社会を実現するためには、正しい知識の啓発が重要です。

このため県では、親子や学生など、県民の皆さんがハンセン病療養所を訪問し、入所者と直接交流を図る「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」や、入所者を講師として学校等に派遣し、体験をもとにした講演を行っていただく「語り部派遣事業」に取り組んでおります。

また、地域において正しい知識の啓発を行う人材育成を図るため、市町村や県の職員による療養所訪問事業を実施し、本県出身の入所者との意見交換等を行っております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

人権啓発に関しましては、昨年度の実績でも、研修会や各種の催しの開催など、多岐にわたって取り組まれていることをお伺いいたしました。

これからも人権に関する問題が次々と顕在化すると想定し、人権に関する教育・啓発について、さらに充実していくことが必要であると考えますので、さらなる啓発運動をお願いいたします。

また、ハンセン病問題解決に向けては、超党派で取り組む課題ではありますが、その上で我が党は、「痛切な反省の上に立って、国が人権を踏みにじった歴史と事実が語り継がれるよう、当事者の視点に立った啓発事業の展開に取り組む。また、元患者が最後まで安定した生活が送れるよう支えて、寄り添い続ける」と決意をしております。

繰り返しになりますが、偏見・差別の解消に向け、県としても、人権教育や啓発活動の強化をお願いいたします。

それでは続きまして、来年度の予算編成や重点事業について伺います。

質問に当たり、令和4年までの計画である「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」に目を通してまいりましたが、人口減少対策や危機管理の強化とあわせて、地域経済の活性化、来年の国民文化祭・障害者芸文祭の開催、そして、国民スポーツ大会の開催など、多くの課題を抱えて、それらに的確に対応しながら進んでいかなくてはなりません。

そこでまず、令和2年度当初予算編成にどのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 令和2年度当初予算編成に当たりましては、基本方針として、人口減少下にありましても地域の活力を維持していくために、「持続可能な宮崎県の土台づくり」としまして、1つには、地域や産業を支える人材の育成・確保、2つ目として、魅力的で持続可能な地域づくり、3つ目として、社会の変化に対応し、成長する産業づくり、この3つの柱に基づく取り組みに重点的な措置を講ずることとしております。

また、昨今、県内外で頻発する自然災害を踏まえますと、防災・減災、国土強靱化、その財源を確保しながら積極的に取り組んでいくことも大変重要だと考えておりますし、6月に策定しました財政健全化指針を踏まえ、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など、多額の財政負担が見込まれる事業につきましては、将来にわたる負担の平準化及び総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 将来を見据えて、積極的な事業の展開を図ると理解いたしました。一方

で、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、そして国民スポーツ大会等の開催経費など、多額の財政負担が予想されます。

そこで、確認の意味ではありますが、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会に係る総事業費の見込みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、まず、総合開会・閉会式、競技会の運営などの大会運営や、県が新たに整備する陸上競技場、体育館、プールなどの施設整備、さらには、天皇杯獲得に向けた競技力向上など、さまざまな準備を進めていく必要があります。

これらの取り組みには、相当額の費用が必要になりますが、大会に係る経費の総額といたしましては、先催県の実績等により試算をし、国民スポーツ大会で約658億円、全国障害者スポーツ大会は、競技力向上に要する経費を除き、約30億円を見込んでいます。

○重松幸次郎議員 午前中もそのような議論がございました。

御答弁いただいたように、施設整備、運営経費で、障害者スポーツ大会も含めると680億円以上の費用が必要になってまいります。

先月、総務政策常任委員会の県外視察で、「2018年福井しあわせ元気国体」の開催後のお話を聞くことができました。

現地でも伺いましたが、地元新聞記事には、「福井県は県内の経済波及効果が600億円以上になるとの推計を明らかにした。県と市町が支出した費用の約1.34倍に当たる。県は「実体経済として把握しているわけではないが、建設業や宿泊、飲食店、運送業など地元を与えた影響は大きい」と分析している。」とありました。

多額の施設整備、運営経費をかけて開催される国民スポーツ大会、また全国障害者スポーツ大会でありますので、関係団体と連携して、着実に準備を進めていただき、成功裏に開催されることを願っております。そしてその成果が、その後の「スポーツランドみやぎ」の資産としてしっかり残っていくことを期待しております。

次に、予算要求限度額の中で2点お伺いします。

今後起こり得るさまざまな施設整備の社会インフラの拡充と管理などが見込まれておりますが、その中でも、令和2年度当初予算における公共事業に対する予算措置の考え方について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震など大規模災害から県民の命・財産を守るため、社会資本の整備は喫緊の課題であると認識しております。

このため、公共事業費につきましては、令和元年度当初予算よりマイナスシーリングを廃止したところであり、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく公共事業につきましても、別途要求を認めることとしております。

さらに、令和2年度当初予算より、高速道路に係る直轄事業負担金について、国からの内示見込み額を措置することとし、「命の道」として重要な役割を果たす高速道路の整備に係る財源を十分に確保することとしております。

○重松幸次郎議員 本年も九州北部の豪雨、また台風15号の強風からの大規模停電と、19号では河川が氾濫し、甚大な被害が発生しました。これからもますます自然災害が猛威を振るうこ

とが予想されます。

そこで、県土整備部において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国土強靱化の3か年緊急対策につきましては、重要インフラの点検結果を踏まえ、のり面对策や耐震対策、浸水対策などに取り組んでいるところであります。

これまでの主な対策としまして、道路ののり面对策については、対象となった34カ所のうち、国道219号など29カ所で整備を進めているほか、国道218号の干支大橋などの耐震補強、油津港の岸壁耐震化などに取り組んでおります。

特に、今年度、全国各地で大きな被害が発生した河川の浸水対策につきましては、重点的に予算措置がなされており、対象となった158河川のうち、瓜生野川など103河川で、樹木伐採や河道掘削を進めております。

県としましては、早期に効果が発揮できるよう、3か年緊急対策の着実な推進に努めますとともに、引き続き、必要な予算を確保し、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 河川の河道掘削や道路ののり面補強、そのほかにも橋梁や護岸補強など、さまざまにあらうかと思えます。県民の命と暮らしを守る公共工事、よろしくお伺いいたします。

続いて、令和2年度の3つのテーマである重点事業の中からお伺いします。

まずテーマ1の「地域や産業を支える人財の育成・確保」であります。人口減少や高齢化率の進む本県にとって、担い手の確保は重要であります。

中でも、20歳代前半の女性の県外流出が顕著な本県において、UIJターンの増加を図り、「みやざきで暮らし、働く」よさを伝えることが効果的と考えます。

そこで、今回2回目となる「ひなた女子就職応援セミナー」の目的と取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「ひなた女子就職応援セミナー」は、20代前半の女性の県外流出が大きいことを踏まえ、県内外に進学した女子学生を対象として、県内企業等で活躍する女性との交流の場を提供することにより、「みやざきで暮らし、働く」ことのよさを伝え、県内への就職を促進する取り組みであります。

今年度は、12月から1月にかけて、県内3カ所、県外3カ所の計6カ所で開催する予定でありまして、特に県外では、新たな取り組みといたしまして、本県と連携協定を締結している大学で交流会を開催するとともに、本県出身の学生への周知等にも御協力をいただいているところであります。

今後とも、大学など関係機関としっかり連携しながら、女性の県内就職の促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本県で働く女性社員と気楽なフリートーク形式で、将来的にライフイベントによるキャリアの見直しをして、1人でも多くの女性が戻ってくることを期待します。

一方、平成27年から国の事業でありました、県内の大学と地域が連携したCOC+（プラス）事業が終了するとのことですが、学生の県内企業・役所への就労意識と実績も上向き、企業側のインセンティブも働き始めていただけに、これで終わらせるのは非常にもったいない

など思っております。よって、この地方創生推進事業（COC+）が継続できますように、県からもサポートをお願いいたします。

午前、質問で岩切議員も紹介されましたが、明るい話題に、「都道府県「幸福度」ランキング2019」で、宮崎県が堂々の全国1位に輝きました。

また、「よい子どもが育つ都道府県」でも宮崎県は第2位になっています。

若い世代に、温暖で豊かな自然、人のよさ、物価が安いなど宮崎の魅力を浸透させることが、郷土愛を高め県内就職率の向上につながると思います。あわせて、宮崎で暮らし、結婚や子育てについても同様ですが、若いうちから結婚・子育てについて考えてもらうためのライフデザイン事業について、県の取り組みを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県民全体で子供と子育てを応援する機運を醸成するため、若い世代が結婚・子育てを遠い未来のこととして捉えるのではなく、早いうちから、自分自身の将来の人生設計の一つとして考えてもらうことが大切です。

このため、若い世代に就職や結婚、出産、家族との関係など将来をイメージしてもらう機会を提供するライフデザイン事業を実施しております。

昨年度は、大学生や高校生等を対象とした出前講座を5回、社会人も対象に加えたシンポジウムを3回開催したところでありまして、参加人数は491名となっております。

今後もライフデザイン事業を通しまして、若い世代の結婚や子育てに関する意識を高めていけるよう、取り組みを進めてまいります。

○重松幸次郎議員 さらに子供・子育ての環境

を整えていくことが求められます。そこで、我が党の強力な推進により、幼児教育・保育の無償化が10月1日からスタートし、やがて2カ月を迎えようとしています。多くの子育て世帯に喜ばれる一方、無償化に対する課題や疑問の声も上がっているようです。

10月1日からスタートした幼児教育・保育の無償化について、開始後の県内の状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 無償化による影響を把握するため、県内の保育所、幼稚園、認定こども園等の入所児童数を調査しましたところ、本年4月1日時点の数に対する10月1日時点の数の増加率は8.0%でございまして、昨年4月1日時点の数に対する10月1日時点の数の増加率7.6%と、ほぼ同水準でございました。

また、市町村に聞き取りを行い、現時点では大きな混乱が生じている状況にはないと承知しておりますが、来年4月の入所児童の動向等についても、引き続き注視していく必要があると考えております。

今後とも、幼児教育・保育の無償化が子育て世代の経済的負担の軽減に資するものとなるよう、市町村等と情報共有しながら、必要な保育の受け皿の確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 おおむね順調にスタートできたことに安心しました。この幼児教育無償化は、政府・与党として、全世代型社会保障の構築に向けて、消費税10%の引き上げの増収分の使い道を変更し、国として「少子化を克服する」「子育て世代の負担を軽くする」という強いメッセージを発信し、未来の宝である子供たちを社会全体で育てていく大きな第一歩になったと考えております。

子育て世帯支援を大幅に拡充させる大改革で

ありますが、これがゴールではなく、新たなスタートであります。課題を見つけて、よりよい制度にするために、改善も求められます。我が党の全議員も今、アンケート調査を開始し、「声を聞く運動」を展開しています。

県としても、地域の実情を把握し、見える化する仕組みをお願いします。「幸福度ナンバーワン」、そして「よい子どもが育つ、日本一のみやざき」とわに築いてまいりたい、このように思います。

次のテーマである「魅力的で持続可能な地域づくり」についてお尋ねします。

アクションプランの中でも、さまざまな角度から取り組み方針が打ち出され、直近の現況値と、令和4年までの目標値が示されております。

このうち、観光・スポーツ・文化振興プログラムの重点項目、魅力ある観光地域づくりと誘客強化の指標について、「本県の認知度、また魅力度」が挙げられていますが、現況値が、認知度36位、魅力度20位とありました。もっと高いものと思っておりましたが、そこで、本県の認知度・魅力度を高めるためにどのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県ではこれまで、温暖な気候や美しい自然、豊かな食、神話や神楽等の伝統文化など本県の魅力を、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズのもとに、官民一体となって積極的にPRしてきたところがあります。

特に今年度は、ワールドサーフィンゲームスの開催、さらにはラグビーワールドカップの事前キャンプの受け入れなども行い、宮崎を国内外に積極的に発信してきたところがあります。

こういう機会に、県自身の発信というのをも

ちろん大切であります。大会等に参加した選手なり、大会関係者による発信、これも大変大きいものがありまして、イングランド代表のエディー・ジョーンズヘッドコーチも、また先日、ダンロップフェニックスで来県された、全米オープンチャンピオンであるゲーリー・ウッドランド選手も、「宮崎牛を」ということを、いろんところでインタビューでコメントしていただき、大変ありがたく思ったところがあります。

来年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの方が日本国内に来られる。また、日本に注目が集まる。そういう機会でもありますので、本県におきましても、10月に国文祭・芸文祭が開催されるなど、本県の魅力をPRする絶好の機会であると考えておりまして、新宿みやざき館KONNEも活用して、効果的なプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、メディアを活用した情報発信や、大手民間企業等とも連携した取り組みなど、引き続き、私も先頭に立って、オール宮崎の体制で、「日本のひなた宮崎県」の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さまざまな取り組みを駆使して、認知度・魅力度アップをお願いいたします。

先日、県庁を退職され、現在は宮崎空港ビルにお勤めの大坪篤史さんが出版された、「青の国を旅しよう」という宮崎の魅力を伝える本を読ませていただきました。

県庁時代に培った知識と経験を生かし、農林水産品の「もの」で伝え、県職員手づくりのツアーでつづった「旅」で伝え、そして、御自身が詠まれた短歌「歌」で、市町村ののどかな情

景を伝えられています。

宮崎県全域のありとあらゆる特産や観光スポットが紹介されており、大変興味深く、また丁寧でわかりやすい解説に感服した次第であります。

同じようなことはできませんけれども、何よりも県民一人一人が広告塔になって、少しでも宮崎の魅力を発信することが大切だと感じました。私もこの本を活用して、宮崎の魅力を伝えてまいります。

先月、南九州観光振興会議が開催され、観光振興議員連盟の一員として参加しました。基調講演では、九州経済連合会の観光担当部長の升本氏が、「真の観光広域連携に向けて」と題して講演をされました。

九州インバウンドの現状を分析され、日韓の政治問題等が反映し、入国者数の伸びが鈍化傾向にあること、九州の空港（国際路線）の課題、そして観光ツーリズムと商品造成の重要性などを話されました。

それにはマーケティング（何を）、またターゲット（誰に）、アライアンス（何を提携）させるのかを強調されました。

その戦略の事例として、一つは台湾からの誘客を南九州三県の周遊で連携する、もう一つは台湾修学旅行の推進、そしてもう一つは、九州のサイクルツーリズムによる南九州の連携でありました。

ところが、九州のサイクルツーリズムの現状は、地勢上の優位性はあるものの、体系的・戦略的な取り組みや、出口戦略（アウトプット）の未整備、また各県がそれぞれに単体でイベントを行っている、ルート設定が県境をまたいだものがないと指摘されています。

そこで、四国と本州を結び瀬戸内海を横断す

る「しまなみ海道サイクリング」のように、南九州が連携したサイクルコースを提案されました。

サイクルツーリズムの推進のために、県境をまたぐ広域的なサイクルルートの構築が重要であると思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 近年、サイクルツーリズムは人気を集めておりまして、温暖な気候や豊かな自然など、サイクリングに適した条件がそろっております本県においても、モデルルートの設定やサイクルスタンドの設置などに取り組んでいるところであります。

そのような中、県境をまたぐサイクルルートの構築は、広域での周遊の促進につながることで期待できますことから、九州地方自治会において、九州を一周する広域推奨ルートを設定することといたしております。本県といたしましても、現在、大分県、鹿児島県と具体的な議論を重ねているところでございます。

今後とも、受け入れ環境の整備や情報発信などに積極的に取り組むとともに、九州各県とも幅広く連携を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本県では今現在も、宮崎市と日南市を結ぶ「グレートアース宮崎ライド」や、串間市、日南市を結ぶ「ツールド南宮崎」などのサイクルイベントも人気上昇中と聞きました。

南九州三県が連携してサイクルルートを提案できれば、自由に無理なく周遊し、観光スポット・物産販売・宿泊がセットになって、一層の地域振興が図られるものと思います。

また一方で、サイクルルートの構築には、案内標識、サイクルラックの整備、ゲストハウス

やレストランなどの協力店も必要です。そして何よりも、自転車が安全で快適に走れる路面整備が重要であります。

そこで、サイクルツーリズムの推進には、自転車通行空間の整備が必要と考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） サイクルツーリズムの推進につきましては、9月に策定しました「宮崎県自転車活用推進計画」において、目標の一つに掲げており、県内の各地域の特性を生かしたモデルルートの設定や、自転車通行空間の整備等に積極的に取り組むこととしております。

この推進計画におきましては、国などの関係機関と連携し、今後10年間で120キロメートルのモデルルートの整備を目指しているところであります。

このうち、県におきましては、今年度から、日南海岸地域のモデルルートを形成する県道内海加江田線におきまして、自転車通行部を明確化する路面標示などの整備を進めていくこととしております。

引き続き、商工観光労働部と連携を図りながら、広域的なサイクルルートを含むモデルルートにも対応した自転車通行空間の整備を行い、サイクルツーリズムの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 サイクルスポーツの振興、サイクルツーリズムの推進をよろしく願います。

自転車は、子供から高齢者まで手軽に乗れて、環境的にも経済的にも優しい便利な乗り物です。

ですが、便利な反面、自転車と歩行者の事故もふえているようです。

自転車に関連してですが、先月の常任委員会で、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の制定について、制定スケジュールの報告がありました。

この自転車条例を制定する目的と内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 自転車に関する条例は、自転車の安全で適正な利用の推進と、自転車事故の被害者の保護を図るため、制定に取り組もうとするものであります。

その背景といたしましては、県内におきまして、自転車事故がまだまだ多く発生している現状があり、交通ルールやマナーを守らない利用者に対して改善を求める要望が、県民から数多く寄せられていること、また、事故による高額賠償事案が全国で発生しており、被害者の救済はもちろんのこと、加害者の経済的破綻を防ぐ必要があることなどがございます。

条例では、このような状況を踏まえ、交通安全教育の実施や自転車の点検整備の促進、自転車損害賠償保険等への加入などについて盛り込むことを検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 交通ルール、マナーの充実を優先的に取り組まれ、そして自転車の点検整備、また自転車保険の加入促進も図られますよう、条例の制定をよろしく願います。

この自転車マナーや交通ルールを徹底するには、小中学生の時期から身につけることが大事です。そこで役立つのが、「自転車運転免許証」だと思います。北九州市のホームページに次のようにありました。

「乗るなら取ろう！自転車運転免許」

北九州市では「自転車運転免許講習会」が定期的で開催されています。講習を受け、筆記試

験と実技試験をパスした方には自転車運転免許証を交付しています。自転車は誰でも気楽に乗ることができる乗り物だからこそ、講習会を通して改めて安全な自転車の乗り方や、交通ルールやマナーについて学んでもらい「免許証」を交付することで交通安全への関心を高めて、交通ルールを守る意識を育てています。」という内容です。

ホームページには、自動車運転免許証のように顔写真入りの免許証を持って、自慢げに映っているスナップ写真が多数紹介され、掲載されていました。

全国の事例もたくさん紹介されていますので、本県でも市町村、また関係団体とも協議して、この対象にしてほしいと思います。

スポーツ振興についてお尋ねします。

宮崎でキャンプをしていただき、ラグビーワールドカップで悲願のベスト8を果たした日本代表、そして準優勝のイングランドチーム、すばらしい活躍、大健闘の結果でありました。

プロ野球では、読売巨人軍のセリーグ優勝もすばらしく、またソフトバンクホークスも、クライマックスシリーズを難なく勝ち上がり、日本シリーズでも圧倒的な強さを見せて優勝し、3年連続の日本一に輝きました。本当に縁起のよい宮崎キャンプだと思います。

この勢いを維持しながら、さらなるスポーツキャンプ・合宿誘致を今後どのように進めていくのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、ことしはラグビー日本代表やイングランド代表、侍ジャパンが本県で合宿を行い、いずれのチームもすばらしい結果を残されました。また、ワールドサーフィンゲームス

などの世界大会も開催され、国内外にスポーツランドみやぎきを大いにPRできたものと考えております。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックのドイツの陸上や、イギリス、カナダのトライアスロンの事前合宿が決定しております。

県といたしましては、これまでの受け入れ実績や積み上げたノウハウを基盤として、引き続き、国内外のトップチームや学生・社会人の合宿誘致について、市町村と連携して積極的に取り組み、スポーツランドみやぎきの全県化・通年化・多種目化を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 スポーツランドみやぎきの全県化・通年化・多種目化は重要だと思います。そのためにも、以前検討が進められていました屋外型のナショナルトレーニングセンターの構想はどうなっているのでしょうか。

2015年の新聞記事に、「宮崎県と宮崎市、フェニックスリゾートの3者は、8月25日、宮崎県庁で会見を開き、国が拠点構築に関する調査研究を進める「屋外型ナショナルトレーニングセンター」の誘致に共同で取り組むと発表した」とありました。

改めて、屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターにつきましては、国の第2期スポーツ基本計画において、「あらゆる可能性の中で検討を進める」とされておりまして、整備方針までは示されていない状況でございます。

こうした中、ことしもスポーツ庁等に対し要望を行ったところでありまして、機会あるごと

に要望活動を続けております。

また、本県は、トライアスロン、パラトライアスロン、ゴルフの国の競技別強化拠点に指定され、すぐれた環境や受け入れ体制が高く評価されておりまして、近代五種やラグビー等、他の競技での利用実績も増加しております。

県といたしましては、受け入れ体制の充実等、拠点の機能強化を図りつつ、他の競技での利用もさらにふやすことで、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 どうか粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

スポーツ振興テーマの最後です。

質問の冒頭に、「障害者週間」について紹介いたしました。障害者基本法では、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

この週間は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とされています。

あらゆる分野での社会参加を呼びかけてまいりたい。そこで、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が2026年、本県で開催されますが、障がい者スポーツの普及促進と競技力向上にどのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、障がい者スポーツの普及促進と競技力向上を図ることは重要であると考えております。

このため、県障がい者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、市町村単位でのスポーツ教室の開催等に取り組ん

できたところでは。

こうした中、全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機としまして、新たに、特別支援学校の生徒などを対象とした競技会の開催や、活躍が期待される選手の国内外の大会への参加支援なども進めております。

今後は、これらの取り組みに加え、ソフトボールやサッカーなど、現在チームが編成できていない団体競技の育成・強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 来年のオリンピック・パラリンピックを契機に、ぜひ機運の醸成を図っていただきたいと思います。

次に、明年、本県で開催される「第35回国民文化祭りやざき2020」「第20回全国障害者芸術文化祭りやざき大会」の準備状況についてお伺いいたします。

県のホームページには、「宮崎県ではこの大会を記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づけまして、「山の幸海の幸 いざ神話の源流へ」のキャッチフレーズのもと、宮崎が誇る文化資源であります日向神話や神楽などを国内外に発信してまいります。」とありました。

来年の10月17日に開催されますので、開催まであと324日となりました。しっかり準備をお願いしたいと思います。

昨日、宮崎県立美術館にて開催されました、「“こころ”のふれあうフェスタ2019作品展」を鑑賞してまいりました。

このイベントは、「障害者週間」の一環として、障がいのある方のあらゆる活動への参加促進と、県民の皆さんの関心と理解を深めることを目的に、また、「国文祭・芸文祭りやざき2020」のプレイベントとして作品展が実施されたものであります。

展示スペースが、一般社会人の作品と同時開催されていた特別支援学校アート展に分かれていましたが、どれも目をみはるほど上手で、また、楽しい絵画や造形などに感銘をいたしました。12月1日まで開催されていますので、皆様もぜひごらんいただきたいと思います。

国文祭・芸文祭には、全国から障がいをお持ちの方も多数お見えになると思いますが、受け入れの準備状況はいかがでしょうか。高齢者、車椅子を利用される方や、視覚・聴覚に障がいのある方などさまざまな対応が必要です。

国文祭・芸文祭に向けた、特に障がいのある方を受け入れるに当たっての取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 障がいのある方の受け入れに当たりましては、芸文祭の主な会場となります宮崎、都城、高鍋の各施設とその周辺を、障がいのある方と関係者が一緒に実地調査を行いまして、円滑な移動やお客様の案内・誘導等に関する課題を発見し、改善策を検討することとしております。

また現在、福祉保健部におきまして、各施設の障がい者用の駐車場やトイレの有無など詳細な情報を掲載しました「みやざきアクセシビリティ情報マップ」の改訂作業が進められておりまして、今後これらも活用しながら、きめ細かに対応してまいりたいと考えております。

さらに、障がいのある方の補助などを担う「大会イベントサポーター」の募集を開始したところでありまして、適切な対応ができますよう、今後、研修等を実施してまいりたいと考えております。

こうした取り組みによって、大会期間中にお迎えする全てのお客様に安心して楽しんでいただけますよう、受け入れ準備を着実に進めてま

いりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今年度、国文祭・芸文祭は今まさに新潟県で行われており、11月30日が閉会式となっております。

宮崎県議会文化芸術振興会では井本会長ら4名で、閉会式に参加します。

大会の案内では、「オープニングに、新潟の文化の未来を担う若者たちを中心としたステージを展開します」とあり、羽茂高校郷土芸能部による郷土芸能の披露、特別支援学校の生徒たちによる歌と踊りのコラボレーションなどなど、6つのステージが準備されておるようです。

その後に閉会式典、そこでは主催者挨拶の後、新潟県から宮崎県への大会旗の引き継ぎ、そして次期開催県（宮崎県）のアトラクションがあり、グランドフィナーレとなっておりますので、しっかりと見届けてまいります。

障害者週間に関連して、聴覚や言語に障がいのある方のための「電話リレーサービス」を御存じでしょうか。

このサービスは、耳の聞こえない人が、テレビ電話などでつながったオペレーターに、手話や文字で「病院を予約したい」といった要件を伝えると、オペレーターがかわりに電話をかけ、通訳者となってコミュニケーションを手助けするものです。行政の窓口や企業のコールセンターにも取りつけられているようです。

先日、この電話リレーサービスについて、宮崎県聴覚障害者センターを訪問し、田中所長さんらと意見交換をしてまいりました。

九州では熊本県にリレーサービスの拠点があり、宮崎県の方も利用されているようです。

確かに便利なサービスではあるのですが、課題も多くあり、まず社会の認知、通訳者の人材

確保・養成、トラブル時の対応、福祉施設がそのサービスを担えるかどうかなどなど、御指摘いただきました。

結論は、耳の不自由な人を支えるために、国のサービスとして整備していく必要があるということですが、我が党としても普及拡大に力を入れていくところです。

田中所長からは、そのサービスの前に、本年4月に「手話等の普及及び利用促進に関する条例」が施行されましたが、その後の啓発への取り組みを強調されておりました。

「手話等の普及及び利用促進に関する条例」の普及啓発に向けた県の取り組みを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 手話等の普及及び利用促進に関する条例は、本年4月に施行されたところでありまして、まずは条例の趣旨を広く県民や事業者の方々に理解していただくことが重要です。

そのため県では、条例の普及啓発パンフレットの作成・配布、国文祭・芸文祭のプログラムの一つである、まちなか文化祭における手話等の体験機会の提供、福祉関係職員向けの研修会・出前講座などの実施、宮崎県聴覚障害者協会の手話関連イベントへの支援など、広く周知に取り組んでおります。

今後とも、関係団体と十分に連携を図りながら、あらゆる機会を活用し、条例の普及啓発に努め、共生社会の実現を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 普及拡大の取り組みをお願いいたします。

田中所長がおっしゃっていたんですけれども、この議場でも耳の不自由な方のために音声ガイドをするヘッドホンの貸し出しをされておりますが、できましたら映像に字幕で質問の言

葉が映るような仕組みができないものかという要望も受けておりました。これらのことも含めまして、平成28年4月に施行いたしました、

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」に基づいて、身近な地域とともに支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指していきたくと思います。

最後のテーマとなりました。午前中も坂口議員から質問がありました、宮崎カーフェリー新船建造についてお伺いします。

宮崎港と神戸港を結ぶ就航中の現2隻は、就航から20年を迎えて、老朽化が進行しております。また、時代のニーズに対応した船のスペックや施設整備に役立てていくことが求められているようです。

そこで、知事の提案説明にもありましたが、令和4年度に予定している新船建造資金の貸し付けに当たり、運営会社や金融機関と融資の内容、返済方法を定めた協定を締結するため、債務負担行為をあらかじめ設定するものであり、金融機関との調整の上、中小企業基盤整備機構の制度資金を活用して40億円を貸し付けるものとありました。

そこで、フェリー就航の重要性と新船建造に係る支援に至った経緯について、知事のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献するなど、本県経済の生命線でありまして、極めて重要な役割を担っております。

また、トラックドライバー不足や長時間労働の是正など、本県の物流を取り巻く課題の観点からも、ドライバーの負担軽減を図りながら、長距離輸送を可能とするフェリー航路の重要性

は、今後ますます高まっていくものと考えております。

この航路を長期的かつ安定的に維持するために、新船建造が最大の課題であることから、平成30年3月に、県や市、地元経済界等の「オール宮崎」による新会社を設立し、新船建造に向けて検討を行ってきたところであります。

このような中、新会社は、運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、自力で所要資金の全額を確保することが困難な状況にあり、新船建造を円滑に進めるためには、行政からの貸し付けによる支援が必要であると判断をしたところであります。

○重松幸次郎議員 いただいた資料には、「貸し付けのもととなる資金計画によると、着工後のさまざまなリスクに対応し、着実に事業を進められるよう180億円の上限枠を確保する予定」とありました。そのうち、公的資金として、宮崎県が高度化資金を活用して40億円を貸し付けるわけであります。

では、その高度化資金について、高度化資金の概要と、その資金を活用する理由を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 高度化資金は、国の中小企業支援施策を総合的に実施する、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が所管する制度資金でありまして、中小企業者が連携して、経営基盤の強化を図るための施設・設備を整備する事業に対して、経営診断・指導と資金貸し付けの両面から、中小機構と県が一体となって支援する制度であります。

メリットとして、会社にとっては、無利子で借り入れることによる負担の軽減や、専門家による助言・指導が受けられる点があり、県としても、貸付金40億円のうち、8割の32億円を中

小機構から無利子で借り入れできる点があります。

このことから、特に今回のような大規模な事業について、高度化資金を活用することは、有効かつ有益であると考えております。

○重松幸次郎議員 中小機構から8割負担の32億円と、宮崎県が2割負担の8億円、合わせて40億円をフェリー会社に貸し付ける。貸し付けるわけですから、全額を償還してもらうわけですが、それに専門家による経営診断・アドバイス等のサポートがあることは、大きなメリットと感じます。

それでは最後に、資金調達に際し、フェリー会社の収支計画の妥当性について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 会社の収支計画によりますと、貨物運賃収入の9割を占めるトラックにつきましても、積載可能台数が30台程度ふえるところを、上りは7台程度、下りは2台程度の増として、乗船台数をかた目に試算されております。

また、旅客運賃収入については、個室化等による旅客増加が期待されるところを、現状維持で試算されております。

費用の約3割を占める燃料費についても、新船の省エネ効果による燃費向上をかた目に試算されております。

このように、売上・費用ともにかた目に試算された堅実で妥当な計画であり、新船就航後の安定的な黒字運営によって、借入金の確実な返済が見込まれるものと判断しております。

○重松幸次郎議員 いずれもかた目というか、慎重に試算されているということを理解いたしました。

本会議でもさらに質疑があると思います。ま

た、常任委員会でも審議されるわけですが、それらを参考にして、会派内でも随時検討・議論をしてまいります。

農畜産物の安定輸送、観光客の誘客に大きく貢献する、まさに本県経済の生命線であることは同感いたします。しっかりとこの事業を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

先日、令和2年度当初予算編成方針が示されました。令和元年度予算では、国が打ち出した、国土強靱化3か年緊急対策に積極的に対応するため、また、おこなっている社会基盤整備を進めるため、公共事業費についてマイナスシーリングを撤廃しました。令和2年度の当初予算では、公共事業費以外の政策的経費についてもマイナスシーリングを撤廃することです。

厳しい財政状況が続いている本県ですが、令和2年度当初予算編成に対する思いを知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

令和2年度当初予算の編成に当たりましては、本県が抱える課題への的確な対応や重点施策の推進に向けまして、各職員による積極的な政策立案を促すために、一般行政経費についてもマイナスシーリングを廃止したところであります。

また、公共事業費につきましては、令和元年度の当初予算より、防災・減災対策等に積極的に対応するため、マイナスシーリングを廃止しておりますが、令和2年度は、さらに、高速道路に係る直轄事業負担金について、国からの内示見込み額を措置し、整備を加速させていきたいと考えております。

一方、今後多額の財政負担が見込まれる公共施設の老朽化対策や、国民スポーツ大会開催に伴う経費などにつきましては、将来にわたって財政の健全性が維持されるように、計画的に予算措置を行っていくこととしております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 既に進めている、抱えているさまざまな事業を初め、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化・人口減少に伴う社会保障等々、多額の財政負担が見込まれる中で、求められるのは、的確な事業の執行と確実な成果であります。

令和2年度当初予算編成については、これから上がってくる各部の要求に対して、知事が査定を行うわけですので、執行部の中で唯一政治家である知事が、県民・現場は何を求めているのか的確に見きわめ、無駄のない、確実に成果の出るようなかじを取っていただくよう、強く要望いたします。

未来みやざき創造プランの重点項目に、「「スポーツランドみやざき」の構築と県民のスポーツ活動・交流促進」と掲げてあります。

本県ではこれまで、暖かい気候とすばらしい自然環境を生かして、世界規模の大会やプロ野球チームを初め、Jリーグ、各企業・大学・団体等のいろんなスポーツキャンプが行われており、ことしは、ワールドサーフィンゲームスが9月に、ラグビーワールドカップ2019日本代表

合宿が6月に、イングランド代表の事前合宿が9月に行われ、10月には侍ジャパンの事前合宿が行われました。いずれも優勝、準優勝と、過去最高のすばらしい成績をおさめています。

このように、県外・海外からプロ・アマを問わず、さまざまなスポーツ競技・合宿が行われる我が県において、競技施設整備も重要である一方、アスリートをバックアップするスポーツメディカルの取り組みも必要と考えます。現在の取り組み状況を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） スポーツキャンプ・合宿誘致の地域間競争が激化している中、本県への誘致を進める上で、受け入れの付加価値を高めるスポーツメディカルの取り組みは、大変重要であると考えております。

このため県では、県外からの合宿チームが宮崎大学医学部で行うメディカルチェックに対する補助や、アスレチックトレーナーを派遣するトレーナーズバンクの設置を行っているところであります。

また、ワールドサーフィングゲームス等の大規模イベントの受け入れ時には、医師や看護師等の手配や調整を行い、選手へのメディカルサポートも行っているところであります。

今後とも、スポーツメディカルを初めとした受け入れ体制の充実・強化を図り、スポーツキャンプ・合宿地としてのさらなる魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県は、「スポーツランドみやざき」を打ち出し、全国に発信を続けてきた成果として、先ほどのようなさまざまなスポーツキャンプ、さまざまな国内外の大会が行われるようになりました。

これからも、「スポーツランドみやざき」の

さらなる充実、基盤強化を図っていく上でも、包括的なスポーツメディカルサポート体制の構築を進めていただくよう要望します。

ここで、県産材の利用促進の点から質問させていただきます。ただいま、7年後の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて本格的な準備が進められていますが、施設整備において多くの県産材を利用することは、県産材の需要拡大はもとより、全国から参加される方々へ向けて、県産材のよさをPRする絶好の機会だと考えますが、整備が進められている体育館、プール、陸上競技場（主要3施設）の県産材の利用について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた主要3施設につきましては、平成30年度に策定しました基本計画に基づきまして、現在、整備を進めているところであります。

県におきましては、県産材利用推進に関する基本方針を定め、公共建築物の木造化・木質化を積極的に推進しているところでありまして、主要3施設につきましても、可能な限り県産材の活用努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 ただいま、議会としても森林・林業活性化促進議員連盟で県産材の利用促進に関する条例制定に向けて動き始めています。

我が県は、御案内のとおり28年連続杉素材生産量日本一、そして国産材の製品出荷量も日本一となるなど、国産材供給のトップランナーとしての地位を築いてまいりました。

来年開催される東京オリンピック・パラリンピックにおきましても、県・関係部局の御尽力により、新国立競技場や選手村ビレッジプラザの一部に本県産材が使用されます。

このように、県産材のPRの促進と県産木材需要の拡大が、林業・木材産業の発展と山村地域の活性化につながると思いますので、ぜひ、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて整備を進めている主要3施設におきましては、ふんだんに県産材を利用させていただくよう強く要望します。

また、先日火災が発生した那覇市の首里城の再建に当たっての支援として、知事が本県産材の調達に向けての協力をする考えがあることを表明されています。すばらしいことだと思いますので、多大な支援をお願いします。

次に、災害への備えについて質問します。

9月9日に、関東では過去最高クラスの勢力で千葉市に上陸した台風15号、また、その約1カ月後の10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は、関東各地を中心に停電や断水、倒木や河川の氾濫など、多大な被害を及ぼしました。

我が県でも9月22日、延岡市で、台風17号が原因と見られる竜巻などの突風が発生し、JRの鉄塔の倒壊、家や店の屋根や窓ガラスの破損など、甚大な被害が起きました。

このように、いつどこで起きるかもしれない自然災害ですが、災害が起きるたびに、その教訓として人命と財産を守る備えが構築されてきているものの、再び同じような災害、また新しい災害が起きるわけです。

こういった一連の災害を通して、県民の生命と財産を守るに当たり、災害対応の陣頭指揮をとる知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成23年の東日本大震災は、未曾有の大災害となったわけですが、それ以降も我が国におきましては、熊本地震、西日本豪雨、そしてことしの台風19号など、大規模災害が立て続けに発生をしております。

そして、本県におきましても、今、御指摘がありましたような、17号台風による竜巻被害もありましたし、日向灘を震源とする地震も大変数が多くなっております。

南海トラフ地震は、高い確率で発生が懸念をされておりまして、これらの災害から何としても県民の命を守ることが、知事として私に課せられた最大の使命であると考えております。

このため、社会資本の整備を初め、津波避難タワー等の避難場所の確保、県民の防災意識の向上など、県土の強靱化に向けて、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策に取り組んでいるところであります。また、例えば台風の上陸など災害の発生が予想される場合には、最悪の事態を想定して、私が本部長となる災害対策本部を設置するなど、万全の体制で災害対応に当たることとしております。

今後とも、常在危機という意識を徹底しながら、自然災害から県民の生命・財産を守るため、私みずから先頭に立って、全力を尽くしてまいります。

○野崎幸士議員 県では、一定の規模以上の災害時には、知事をトップとする災害対策本部が立ち上げられ、ここが情報収集や対策立案の司令塔となるわけです。

先般、森田千葉県知事が、今回の台風災害時における対応で多々御指摘を受ける事態になったことから、知事におかれましては、災害時には指揮官として、その判断と行動がスピーディーに県内隅々まで伝達できるような、気構えと体制を構築していただくよう要望します。

次に、避難所について質問します。

災害から国民の生命と財産を守ることを目的とした災害対策基本法のもと、それぞれの自治体で、災害に備え避難所の設置計画が立てられ

ます。

災害が発生した場合に、県民が避難する場所として、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所があります。

指定緊急避難場所は、津波避難タワーなど災害の危険が切迫した場合の一時的な避難先として、災害の危険が及ばない場所や施設を、災害の種類ごとに指定されたものです。

また、指定避難所は、学校や公民館など、災害の危険に伴い避難をしてきた方々が一定期間滞在するための施設として指定されたものです。

そして、福祉避難所は、要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所であり、安心して生活ができるよう配慮された、社会福祉施設などが想定されています。

避難に当たっては、まず、指定緊急避難場所に避難し、その後、指定避難所、福祉避難所に避難することとなっているようですが、本県のこの3つの避難所はどの程度あるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 指定緊急避難場所と指定避難所は、同じ施設が重複して指定されている場合がありますけれども、令和元年11月1日現在の状況では、指定緊急避難場所が2,205カ所、指定避難所が1,299カ所、福祉避難所が228カ所となっております。

○野崎幸士議員 台風19号、また7月の九州南部豪雨、昨年、西日本豪雨等では、各地の避難所に住民が殺到し、入り切れない人が続出し、車中泊や遠方の避難所への移動を強いられたとの報道もありました。

豪雨の中を移動する際、亡くなられた方も多数いることから、災害時の避難者数の想定を改めて検証し、しっかりとした受け入れ体制の

構築を進めていただくことを要望します。

また、避難所の環境にすぐに受け入れられない、対応できない、障がいのある方や高齢者に対しては十分な配慮が必要ですので、改めてその体制づくりも要望します。

私も知らなかったんですけど、一定規模の災害発生直後の応急救助を定めた災害救助法では、避難所の開設期間は原則7日以内とされています。

例えば、避難所として指定されている学校は、避難する場所として建てられたものではなく、本来の目的である教育の場として、できるだけ早期に再開することが望まれます。

規模の大きな災害では、避難生活が7日以上となることも考えられますが、避難が長期化するような災害が起きた場合の対策はどうなっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 近年の災害は激甚化の傾向にあり、被災者が長期にわたって避難所での生活を余儀なくされる事態が生じております。

御指摘のとおり、災害救助法では、避難所の開設期間は原則7日以内とされておりますけれども、避難が長期化することが見込まれる場合には、国と協議の上、避難所の設置期間を延長することが可能となっております。

県といたしましては、避難者の個々の事情にも十分配慮しながら、避難所をできるだけ早期に解消し、施設本来の機能を回復できるよう、市町村と連携しながら、避難所の集約や応急仮設住宅の提供、公営住宅の空き住戸活用などの対策を講じるとともに、被災者の住まいの確保に関する相談や支援体制の整備を図り、被災者が1日でも早く元の生活を取り戻すことができ

るよう努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁にありました応急仮設住宅ですが、東日本大震災では、必要とされる応急仮設住宅が全て完成したのは6カ月後でした。

「避難のために応急仮設住宅を新たに建設するといった流れが避難所生活の長期化につながっている」との指摘もありますので、まずは、公営住宅の空き住戸や災害時における不動産団体との連携体制も進めていただきますよう、要望します。

次に、避難所において心配されるのが備蓄です。「宮崎県備蓄基本指針」によりますと、県民（家庭や事業所等・自治会等）へ備蓄を促すとともに、県・市町村には、指針に基づいた備蓄に関する計画を策定し、計画に沿った備蓄の推進に努めることとされていますが、県及び市町村の備蓄状況を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、平成28年に策定いたしました「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、また、市町村におきましては、地域防災計画等に基づき、食料や水のほか、毛布、携帯・簡易トイレ等の備蓄を計画的に進めております。

これらの取り組みにより、県及び市町村の備蓄状況は、例えば、長期保存が可能で、水を注ぐだけで食べることのできる乾燥米飯や保存パンなどの非常食の備蓄量が、ことしの3月時点で、県が約4万5,000食、市町村が約26万4,000食、合計で約30万9,000食となっております。

○野崎幸士議員 県は、県備蓄基本指針に基づいて、備蓄品を5カ年かけて随時そろえていくとのことでしたので、計画どおり着実に備蓄していただくことを要望します。

さて、最近、食物アレルギーは、乳幼児、また小さなお子さんを中心に増加傾向にある中、避難所におけるアレルギー対応食品の備蓄が心配されます。

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災の被災地では、自治体が備蓄していた非常食や避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応せず、アレルギーのある方が食料の確保に苦労したり、その非常食を口にしたアレルギー体質の方が命の危機にさらされる事態が生じたこともあって、平成25年8月に内閣府が発表した、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難所で提供する食事は、食物アレルギーのある避難者にも配慮することがうたわれています。

食物アレルギーがある方は、個人で備蓄等の対応を講じることが原則だと思いますが、公的機関による備蓄においても、食物アレルギーのある方への配慮が必要だと考えます。本県の備蓄品のアレルギー対策はどうなっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、平成29年度から備蓄品の購入に当たりまして、非常食や育児用ミルクの購入量の一定割合をアレルギー対応のものとしているところでございます。

過去2年間の実績で申し上げますと、購入した非常食の半分、約1万6,000食、育児用ミルクの1割、約930回分がアレルギー対応のものとなっております。

今後とも、アレルギー対応など、被災者に配慮した備蓄に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 避難所での食物アレルギーに対する問題は、本当に重要視されてきています

ので、引き続きしっかりとした対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、避難所において食料を配付する係の方にも、食物アレルギーに対し十分な配慮をする指導と、アレルギー疾患を持つ患者家族、子育て中の保護者等へ、常に災害への備えを周知することを要望いたします。

昨年の6月定例議会において、モバイルファーマシーについて質問をさせていただきました。

御存じのとおり、モバイルファーマシーとは、キャンピングカーを改造して調剤室を備えた医師の処方薬を提供できる車両のことで、大規模災害時には、医薬品を必要とする被災者の方々に、自立的に調剤して提供することができます。

台風19号におきましては、岐阜県と宮城県で設置され、東日本大震災を教訓に16都府県が導入しておりますが、今後、本県においても大規模な自然災害が想定される中、災害への新たな備えとして、モバイルファーマシーが必要ではないかと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） モバイルファーマシーにつきましては、ライフライン喪失下の被災地において、自立した支援活動として、調剤作業と医薬品の交付を迅速に行うことができますことから、大規模な災害時における避難所等での医薬品の供給方法の一つとして、有効であると考えております。

その一方で、法令上、平常時に移動薬局としては使用できないなど、使用頻度等の課題もありますことから、既に導入している他県の先進事例等も参考にしながら、その必要性や効果等について、薬剤師会等の関係団体と検討してま

いりたいと考えております。

○野崎幸士議員 モバイルファーマシーの稼働は、災害時のみとされているため、答弁にありましたように、いつ起こるかもわからない大規模自然災害のために随時管理・保管しておかなければならないという課題もあります。もっと日常的にモバイルファーマシーが稼働できるよう、その縛りを解くよう国に対して要望することも大事なことだと思いますので、よろしくお願い致します。

台風19号を見ますと、千葉県などでは、倒木による停電や道路交通の妨げなどで被害が多々起きているようですが、特に、倒木の処理に時間を要し、現場に容易に近づけず、復旧作業に苦難があったようです。本県では、台風等で電線を巻き込んだ倒木が発生し、道路が通行どめになった場合、交通開放へ向けてどのように対応しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 倒木等により道路が通行どめとなった場合につきましては、早急に交通開放を図る必要があることから、基本的には道路管理者がその処理作業を行っております。

その中で、電線を巻き込んだ倒木につきましては、作業時の感電や断線等のおそれがあるため、まずは、九州電力やN T Tなどの電線管理者がその処理を行い、その後、道路管理者が交通開放へ向けた作業を行うこととなります。

昨年の台風24号では、電線を巻き込んだ倒木が多数発生し、交通開放に時間を要した事例も見られました。

そのため、関係部局や電線管理者との合同会議を開催し、緊急時の連絡体制を構築するなどの改善を行ったことにより、ことし5月中旬の

豪雨を初め、9月の台風17号などにおいて、早期の交通開放につながったところでもあります。

今後とも、電線管理者との連携強化に努め、より早期の交通開放が図れるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、関係機関との連携強化に努めていただくよう要望します。

台風15号では、最大約93万戸の大規模停電をもたらしました。発災から約3カ月がたとうとしておりますが、いまだ完全復旧には至っておりません。

このような大規模で長期化する停電の発生を鑑みますと、電線の地中化、無電柱化を進めるべきと考えますが、県管理道路において、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘のとおり、無電柱化につきましては、道路の防災性の向上を初め、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取り組みであり、県管理道路におきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに約12キロメートルの整備を行ったところでもあります。

現在、国道218号の延岡市北小路地区など4路線、約4キロメートルについて、電線管理者等と協力しながら整備を進めており、さらに昨年11月には「宮崎県無電柱化推進計画」を定め、今後、県道宮崎島之内線の宮崎市瀬頭地区など3路線、約3キロメートルについて整備を行うこととしております。

県としましては、大規模な災害等に備えるためにも、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 台風15号による千葉県内を中

心とする停電の被害を受け、無電柱化に関心が高まっているようですが、調べてみますと、1キロメートル当たり約5億円と高いコストがかかることと、電力会社・通信会社との調整が困難であること、そして工事期間が長期化するなど、そういったことが普及を阻む原因となっているようです。

本県の厳しい財政状況を見ますと、無電柱化の促進を図ることは簡単にはいかないと思いますので、まずは、電力・通信会社等を含めた協議会などでしっかりと議論していただき、無電柱化を推進していただきますよう要望します。

大規模災害のたびに発生する深刻な問題が、膨大な量が発生する災害廃棄物の処理問題です。台風19号においても、災害廃棄物の処理が深刻な問題となっております。

災害時に最も大事なことは人命を救うことですが、膨大な災害廃棄物の処理のおくれが、人命救助の阻害、救援物資運搬の阻害、復旧作業の阻害、生活の阻害になることを鑑みると、大災害への防災・減災対策と並行して、この災害廃棄物処理対策も重要と考えます。

この問題については、昨年6月、9月議会でもお伺いしておりますが、改めて、災害廃棄物への対策や備えについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、大規模災害等による廃棄物を迅速、円滑に処理するため、宮崎県災害廃棄物処理計画に基づき、その処理責任を有する市町村に対しまして必要な支援や、他の自治体等との広域処理体制の構築に努めているところであります。

具体的には、市町村職員を対象とした研修会や、官民で構成しますネットワーク会議の開催、市町村と民間事業者との協定締結の促進な

どに取り組んできております。特に今年度は、大規模災害を想定した図上訓練を実施しまして、情報の収集・整理、連携のあり方など、市町村及び関係団体職員のより実践的な対応能力の向上にも努めたところであります。

今後は、今回の図上訓練の結果等も踏まえながら、さらなる対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 図上訓練を実施したということで、実践的な災害廃棄物処理への対策、連携構築が進められていることは評価します。

発生した災害廃棄物の処理をスムーズにするかなめが、まずは、1次・2次仮置き場の選定であり、そこから最終処分場へと進むわけですが、昨年の6月議会での質問の際には、県北地域で最終処分場の容量不足が想定されるということでした。

県の災害廃棄物処理計画によると、県内処理の優先が基本方針に盛り込まれていることから、答弁にありましたように、市町村と民間事業者との協定締結の促進と連携体制の構築は大変重要と考えますので、着実に進めていただくよう要望します。

本年度、国による国土強靱化対策、また県単事業において、さまざまな公共事業が進められているようですが、河川掘削工事により発生する残土の処理について、土捨て場が不足している状況だとお聞きしております。その現状と対策を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川掘削工事により発生する残土につきましては、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出し、有効利用を図ることとしております。受け入れ時期などから調整が困難な場合は、受け入れ可能な民有地へ搬出しているところ

であります。

このような中、現在取り組んでいる3か年緊急対策により、短期間に大量の残土が発生するため、建設業協会などへ搬出先の情報提供依頼や、市町村広報紙や新聞などで公募を行ったところであり、今年度までに必要な搬出先は、おおむね確保できている状況にあります。

引き続き、3か年緊急対策により、来年度も大量の残土が発生する見通しでありますので、整備効果を早期に発現させるためにも、これまでの取り組みをより一層強化し、搬出先の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 お聞きしたところ、今年度はまあ大丈夫であるが、来年度以降を考えると不安な面もあるとのことでしたので、土捨て場不足による残土処理のおくれが工事に影響しないように、継続して土捨て場確保に努めていただくことと、無償で民有地に搬入するわけですから、搬入された残土が大雨などの際に流出して問題が起きないように、しっかりと対策を講じるよう要望します。

昨年の9月議会でお伺いしました、河川区域内に存在する民有地、「堤外民有地」の件ですが、本県にも多数、堤外民有地が存在することでした。近年の災害時での河川の氾濫による堤防決壊等を見ても、県民の生命と財産を守る上でも堤外民有地の存在は非常に危険だと考えますが、その現状と対策を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 堤外民有地は、河川区域内にある民有地であり、河川工事を行う場合、他の公共事業と同様、買収する必要があります。

堤外民有地につきましては、不明者や共有地、さらに字図混乱地などが存在することが多

く、不在者財産管理制度などを活用しながら用地取得を進めているところではありますが、用地境界の確定や用地交渉に多大な労力と時間を要している状況にあります。

しかしながら、河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守る上でも大変重要でありますので、今後も引き続き、さまざまな制度を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 この問題については、答弁にありましたように、所有者の特定や調整等にかんがりの時間を要することを鑑みても、早期の解決は大変難しいと認識しております。

国会でも幾度となく、この堤外民有地について議論がなされていますが、結論には至っていません。また先日、県が管理する19の水系で、氾濫危険水位を大幅に上回ったときに越水や流失などの危険がある堤防が239カ所あるとの報道もなされたところですので、お聞きしますと、この中にも堤外民有地が存在するそうですので、国に対して、その対応・解決策を積極的に要望していただくことをお願いいたします。

また、近年の災害を見てみますと、市街地の建物や土地、道路などが浸水する内水氾濫も多々起きているようです。

本県も、急激な短時間の豪雨の際には、道路沿いに雨水が大量にたまる箇所がありますので、内水氾濫についての対策も進めていただくよう要望いたします。

次に、農政（畜産）について質問いたします。

ことし3月30日に、畜産加工・販売会社ミヤチクの新都農工場が完成しました。新工場は、高い衛生基準が求められているEU輸出を目指し整備された最新鋭施設で、欧州を中心に取り

組みが進む、「アニマルウェルフェア（動物福祉）」の観点で環境が整備されております。

また、6月29日には、宮崎くみあいチキンフーズ川南食品工場の竣工式と内覧会がとり行われました。この新工場も、海外展開に向けた加工拠点と位置づけられていまして、衛生管理基準であるHACCPに適合した施設で、アジア諸国をメインに、将来的には米国・EU諸国向けに発信できるよう取り組んでいくようです。

8月29日にミヤチクの新工場において、宮崎牛約100キログラムのEUに向けた輸出第一便の出発式が行われ、今後の輸出拡大と販路拡大が期待されるようです。

こういった本県畜産の発展につながる輸出拡大をどう進めていくのか、今後の展望と取り組みについて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（坊園正恒君） 本格的な人口減少社会の到来によりまして国内市場が縮小する中、海外市場をターゲットとすることは、本県畜産業の発展にとって大変重要であると考えております。

このため県では、本年5月に「農畜産物の輸出拡大に向けた取組方針」を策定し、国や地域ごと、品目ごとにターゲットを絞った戦略を立て、取り組みを進めているところでございます。

このような中、牛肉のEUへの輸出体制が整ったことに加えまして、日米貿易協定での低関税枠の拡大や、中国への輸出再開に向けた動きがあることは、大きなチャンスと捉えております。

県としましては、国内最新鋭の食肉処理施設等を核に、相手国の情勢に精通しましたパートナー企業や関係機関と連携したプロモーション

活動を進めることに加えまして、生産基盤の強化にしっかりと取り組み、さらなる輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県の農業生産額の約6割を畜産が占めていることから、その販路拡大こそが本県農業全体を支えるかなめだと思いません。

しかしながら、本県の畜産の現状は、担い手不足や高齢化の進展により、飼養戸数は減少傾向にある一方、飼養頭羽数は増加傾向であり、全畜種において、1戸当たりの経営規模は拡大している中で、やはり、担い手の確保や担い手をサポートする体制の強化が喫緊の課題となっています。

こういったときだからこそ、攻めの農業がこれからの本県農業の発展につながると思います。答弁にも少しありましたが、中国への輸出が、早ければ来年再開されるとのことですので、引き続き、輸出拡大に向けての対策を進めていただくよう要望いたします。

これからの本県畜産の輸出を進めていく上で最も重要なことは、家畜伝染病等への対策、防疫の徹底だと思います。

たびたび発生する鳥インフルエンザ、本県に甚大な影響を及ぼした口蹄疫、そして今、国内で発生している、今回CSFと呼び方が変わりました豚コレラ、中部地域で蔓延しておりますが、ことしの9月には関東にまで拡大し、現在50事例、15万頭を超える被害となっておりますし、野生イノシシでの感染も1,400頭を超えるなど、終息に至らない状況であります。これらの地域ではワクチン接種も始まっております。

また、こちら今回ASFと呼び方が変わりましたアフリカ豚コレラですが、全世界の豚の生産量の45%を占める中国において、昨年8月

に発生し、その後、ベトナム・北朝鮮などアジア諸国で広がりを見せ、ことし9月には、お隣韓国でも発生が確認されております。

本県での口蹄疫や鳥インフルエンザの発生前には韓国での発生が確認されており、韓国での伝染病の発生は、本県に対する警告だと思いません。

さらに、空港で旅客が手荷物として持ち込む畜産物から、ASFウイルス遺伝子が多数検出されており、いつ日本に入ってきてもおかしくない状況だと言えます。

こういったことを鑑みますと、事細かに徹底した防疫対策をとることが最重要と考えますが、CSF及びASFに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(坊菌正恒君) 議員御指摘のとおり、本県でCSFやASFを発生させないためには、まずはウイルスを侵入させないことが重要となります。

このため、現在、関係者の協力を得まして、空港やクルーズ船はもとより、宿泊施設やゴルフ場などでの靴底消毒を一層強化しているところでございます。

また、違法な畜産物の持ち込みを防止するため、宮崎空港において、動物検疫所と連携しました探知犬による検査やチラシ配布による啓発を行いますとともに、庁内各部局と連携し、みやざき外国人サポートセンターや専門学校、旅行代理店など関係団体と一体となりまして、外国人労働者や留学生、海外旅行者に対する注意喚起に取り組んでおるところでございます。

さらに、農場対策としまして、9月補正で承認いただきました緊急対策事業によりまして、市町村や関係団体と連携しながら、全ての養豚場への防護柵設置を進めているところであり、

引き続き、防疫対策について緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県養豚生産の状況は、434の農場で、83万5,700頭の豚が飼育されていて、全国第2位です。

もし本県で、このような家畜伝染病、特に効果的なワクチンのないASFの発生が確認されれば、口蹄疫と同様、再び本県に甚大な影響を及ぼします。

CSFにおいては、九州ではまだ発生していませんし、ASFの国内発生は確認されていないことを鑑みますと、隣県、また九州全体の防疫対策の連携強化もあわせて進めていただくよう要望します。

次に、公共事業における不調・不落問題について質問します。

国が打ち出した国土強靱化3か年緊急対策、また県単事業の補正予算等、公共事業予算規模は膨らむ傾向にあります。

このような中、建設業が抱えている深刻な問題が、人手不足による労働力不足です。特に、技術者と職人不足が深刻で、建設業界に就職する若者が減少傾向にあります。

このように膨らむ公共事業予算を背景に、本県建設業の現状、そして材料費、人件費の高騰による利益率の低下等が今、問題となっている不調・不落につながっているわけです。

公共事業における発注額に応じて、土木一式工事の建設業者を特A、A、B、Cと格付しており、特に、発注額の小さい工事、1,500万円未満のCランクにおいて、不調・不落が発生しているようですが、これらの工事を受注する格付が下位のCランクの業者数はどのように推移しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 入札参加資格における格付につきましては、公共工事の適正な施工や品質の確保を担保するために、建設業者の経営状況や技術力などを総合的に評価し、ランク分けするものであります。

このため本県では、格付の審査を2年ごとに行っており、土木一式工事においては、おおむね約6割の建設業者がCランクに格付されているところです。

現在の4段階に格付された平成24年度には、Cランクの業者数は784者、平成26年度では724者、平成28年度では687者、そして、平成30年度では657者と、平成24年度と比べ約16%減少しております。

○野崎幸士議員 Cクラスの業者は減少傾向にあるようですが、このような業者の育成も不調・不落問題の解決策の一つと考えます。

県においては、これまで公共事業の品質確保や人材育成・人材確保など、さまざまな取り組みがなされているようですが、一方で、受注意欲のある業者が、過去に公共事業の経験がないなど入札条件を満たさないということで、入札に参加できないケースも生じているようです。

このような受注意欲のある建設業者が県工事の入札に参加することは大変重要と考えますが、現在の入札制度ではどのような施工実績を求めているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 受注意欲のある建設業者の受注機会を確保することは、地域企業の育成に大変重要であると認識をしております。

県工事におきましては、公共工事の品質確保を図る観点から、一般競争入札の参加資格の要件として、必要最低限の施工実績等を求めています。

るところであります。

例えば、土木一式工事におきましては、過去15年間に完成した国、県、市町村の発注工事において、元請として施工した実績を入札参加資格要件としております。

県としましては、今後とも品質確保に十分配慮しながら、県内企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 小規模だけどやる気のある業者に対して、入札参加資格の実績をつくれるような情報提供、発注状況や見通しの周知の充実を図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

また、このような小規模業者にとって負担となっているのが、多岐にわたる工事書類の作成です。建設業者全般においても同じことが言えますが、公共工事においては、工事を施工し完成させるまでには、多くの工事書類を作成する必要があります。もちろん、工事を適正に施工していく上で重要であると認識していますが、先ほど申したような建設業を取り巻く大変厳しい環境を鑑みますと、多大な労力と時間を要する工事書類の作成は、現場において施工及び施工管理などに大きな影響が生じているようです。

本県の公共事業においても、書類作成の負担が大きいと聞いておりますが、工事書類の簡素化の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 工事書類の簡素化は、建設産業の担い手の確保はもちろんのこと、建設業者の受注意欲を高める上で大変重要であると認識しており、県では、平成21年度に簡素化要領を定め、これまで改善の取り組みを実施してきたところでもあります。

このような中、国におきまして、建設業の働き方改革として工事書類の簡素化が推進されており、建設関係団体からも要望があることから、ことし7月に設置しました、県と建設関係団体で構成しますワーキンググループの意見を踏まえ、今年度中に工事書類の簡素化に関するガイドラインを策定する予定であります。

県としましては、今後とも、関係団体と十分な意見交換を行いながら、より一層、書類の簡素化に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今年度中に策定するガイドラインに沿って、来年度から工事書類の簡素化が進められるということで、期待します。

県はこれまで、さまざまな不調・不落発生抑制対策を講じてきました。さらに、公共工事における業務等の効率化・簡素化を図ることによって、労働環境が改善し、品質確保、コストの縮減、生産性の向上につながると思いますので、工事書類の簡素化を含め、工事における効率化・簡素化の取り組みを進めていただくことを要望します。

先日、令和元年度上半期の本県公共三部の不調・不落発生状況の説明を受けたところですが、状況を見ますと、やはり、発注額の小さい、現場環境が厳しい工事現場で多く発生しているようです。

公共三部の中でも37.5%と発生率の最も高い環境森林部における、今後の不調・不落に対する対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部では、山間部の急斜面での工事など、施工条件の厳しい現場が多くありますので、不調・不落対策として、これまでも、山間僻地での諸経費率の割り増しなど、部独自の取り組みを行ってき

ております。

しかしながら、現状におきましても、その発生率が高くなっておりますので、12月から新たに、配置予定技術者の専任要件の緩和などの公共三部共通の取り組みに加えまして、労務単価の高い山林砂防工の適用範囲の拡大や、支障木の伐採経費における見積もりの活用など、より施工実態を反映した設計を行うこととしたところであります。

今後とも、職員の技術力向上に努めますとともに、建設関係団体と意見交換を行いながら、関係部局とも連携して、不調・不落対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まずは、やはり県の積算と実勢価格に乖離のないよう、現場に出向き、さまざまな状況を確認しながら、業者の気持ちになって予定価格の積算に慎重に取り組んでいただくことを要望します。

また、厳しい現場環境の割には工事評価が低く、その努力が反映されないとの意見もあるようですので、その苦勞と努力が報われるような、次の入札にも意欲が出るような評価の仕組みを構築していただくよう強く要望しまして、私の全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会